

産業生活常任委員会
予算・決算常任委員会産業生活分科会

(平成26年9月10日)

○ 伊藤 元委員長

おはようございます。座って失礼をいたします。

きのうはスーパームーンということで、かなり大きな月がはっきりと見えて、そしてまた、おとついは中秋の名月ということで、8月の下旬は天候不順ということでしたが、秋を感じるような季節になってまいりました。きょうもひとつ活発なご議論をいただき、精力的に進めて、丸く、きのうの月のように丸くおさめていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、予算常任委員会産業生活分科会を開催させていただきます。きのうに続きまして、市民文化部さんの所管でございます。部長、何かありますか。よろしいですか。ちょっと一言もらうか。よろしく。

○ 前田市民文化部長

皆さん、おはようございます。

きょうは、補正予算は地区市民センター、それから、後ほどあさけプラザの早急に修理修繕をしたいというような施設の予算を上げてございます。

それから、防犯カメラの設置運用に関する条例についてもご審議をいただく予定になっておりますし、決算につきましても男女共同参画課、市民課、あさけプラザ、楠総合支所等の所管部分について、お願ひしたいと思ひております。

それから、大変お時間をとりますけれども、一般コミュニティ助成事業にかかる優先順位の考え方、それから、男女共同参画プランよっかいちの更新に伴う骨子案を考えてきておりますので、また後ほどよろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞ、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

議案第26号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

○ 伊藤 元委員長

それでは、これより予算常任委員会産業生活分科会ということで、議案第26号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費（市民生活課所管部分）についてを議題といたします。本件につきましても、8月22日に開催の議案聴取会において説明を受けておりますので、追加資料の請求もございませんでしたので、質疑から入っていきたいと思います。

それでは、ご質疑のある方は挙手にてご発言をよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。ありませんか。

○ 加藤清助委員

ずっと地区市民センターの修繕だとかいろいろやってもらってきておるんですけど、前から思っておんのやけど、入り口はスロープとかさ、ああいうので障害の対応とかしておるけど、あれって大体ほとんど2階建てじゃないですか。そうすると、2階に上がるのには階段しかないんやけど、それは援助者がおって上げるということが可能ならいいけど、やっぱり上のホールとかそういうのが、キッチンかな、そういうのも2階やもんで、これからそういうことの改修とか、そういうのは視野に入れていくのかどうなんかな。いや、もうそれは到底無理な話ですわというふうになっていくのかなと思って、なかなかそういうの余り出てこんもんで。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

ご指摘の点でございますが、まず一つ、私どもで内部的に検討した中で、エレベーター、一つ、そういったバリアフリーのエレベーターというようなことというのは当然あると思いますが、その辺で限定する中で、今の最近のエレベーターというのは、要するにああいう不特定多数が入る建物にバリアフリーの仕様の大きなエレベーターをつけないとなかなかいけないということになると、今の2階の既存の施設を一部通路にしたりとかすることになると、機能をかなりセンターによっては縮小しないといけないということとか、建築基準法が変わっていますので、それをつけることによってかなり改修費用がかかるという

ことでなかなか現実的にはすごい金額が出てくるということで、まず、今回考えさせていただいたのは、総合計画にもちょっと上げさせていただいてありますが、1階の和室を、まず、今、和室になっていまして段差がございますので、あちらをフラットにして、和室の機能を可動式畳なんかで、もうそうやってしつつバリアフリー化をしていこうということで、今回、暫定的な形になりますけれども1階の和室をバリアフリー化して、できる限り1階を会議室としても使っていただけるというような形で今検討しておるところでございます。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

なかなか難しい部分があるのは承知しているんですけど、全体的に障害者の権利に関する条約の批准だとか勧告だとか受けていて、いろんな分野で地方も含めて見直さんならんことの課題にはなってきたと思うもので、やっぱり公の施設のところから率先してそういうことが手がけられるような、せんならんようになってくると思うんです、多分。だから、そういうことも課題に上げておいていただければと思います。

以上です。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

○ 伊藤修一委員

決算のときにもちょっと話したんですが、結局、今回の補正も予算的には結局これだけの500万円という、40万円というお金が確保できたから一応工事ができるところはやると。ただ、30年たつと、どこでもそうなんです、老朽化しておる施設というのは、やはり本当に根本的に、計画的にやっていくことが一番大事なような気がしているんですね。だから、予算がついたからやれるところからやるというのももちろんそれはあるんですが、本当に、今回この五つの地区市民センターが選ばれておるわけやけど、その優先順位というのは、この妥当性というのはここはきちっと把握された上での選定やったかどうかを確認だけ、まずしたいと思うんですが、いかがですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

きのうも少し申し上げましたけれども、大きな意味での改修、例えば防水とか外壁、あと空調、そういった大きなお金がかかる部分についてはアセットマネジメントで計画的にやっていくと。それと、私どもの計画として、例えば2階のトイレの和室化というのはもう順次進めてきております。

今回のやつにつきましては、これにつきましては、また早急の要求でございましたので、センターのほうから特に必要ということで、してほしいということ言われたものについては私どもがその要求があったところを見にいきまして、早急に、これを早くする、今回補正でやっていただけるのであれば早くするべきだなということで判断をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○ 伊藤修一委員

そうすると、各センターに一応平たく全部聞いた上で、いわゆる市民文化部のほうで判断したと、そういうことであれば、逆にまだ積み残しの部分はどれぐらい残ったの。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

要求の中であったものの中で、積み残したのは2センター分だけが積み残しになりました。

○ 伊藤修一委員

その対応は今後どうされていくのか、また、今後もそういう部分では年度途中にもいろいろまた要求が出るかもわからないんですが、また、この対応というのは、後、次、今後どう考えていくかということだけ。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

毎年そうなんです、計画的に全センター均一にやっていかなければいけないものについては、今回もその要求が出ていたんですが、例えば1階の身障者用トイレに子供さんの着がえといますか、そういったベビーベッドみたいなそういうのを置いてくれという要望もありました。そういったものについては全センター共通にしなければいけないという

ことで、やっぱりどういう形でやっていくかというのは私どもで計画的につくっていかな
というものについては予算のときにきちんとどれをやっていくかということを決めて、こ
れからもやっていきたいなど。ただ、緊急に空調が壊れたとか、そういったものについ
ては早急に直さなあかんとか、今回、要求で出てきておった消防設備点検なんかで直さな
あかんというやつについては、それはもう私どもの予算の中で早急に対応するという形で
来ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 伊藤修一委員

大体おおむね理解させていただいているところですので、今後はまたそういう考え方と
いうのをきちっとやっぱり持っていただいた上で、次のまた予算編成にやっぱりそういう
部分を考えているということは委員会のほうにもまた披瀝だけいただければと思ひます。

以上です。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

○ 早川新平委員

短期的にここをやるというのは僕は了とするんですが、例えば20年後、30年後という長
期的な形でいった場合に、こういうところを、今の現存するところをどんどんどんどんや
るということは、移転ということは全く考えていないというふうに私は考えているんやけ
ど、きのうの決算の中で、浸水するところも5カ所ぐらいあったわけやね、塩浜からずー
っと。それに対してアプローチもやっぱりこれから考えていかなあかんなどというところだ
けは頭の隅に置いておいてほしいんですよ。ということは、こういうふうにやってもらう
のもありがたいんだけど、恐らくここに出てるの中でやったら橋北とか富洲原、富洲原
なんかは絶対浸水するので、そうすると、そこから長期的なスパンで、この補正予算の中
でこの議論をするところではないんでしょうけれども、今のご指摘のところ、ここあり
きという形でずーっといくという考え方があるのであれば、もっとスパン的に将来的な形
も考慮していったほうが私はいいと思うんだけど、それ以上言うことがないので。

○ 伊藤 元委員長

コメントございますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

このセンターの市の方針、RC、鉄骨鉄筋の建物の、これはアセットマネジメントでいきますと一応耐用年数は70年というような形の一つの目標という形にしております。まだまだ一番古いセンターで富田が40年ですので大分先になるということで、早急にこれについてどうこうという考え方がなかなか、全市的な問題でございますので今ここでどういう方針でということではございませんが、認識としては十分持たさせていただくということでご理解いただきたいなということで、よろしく願いいたします。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。ほかに。

○ 伊藤嗣也委員

例えば会議室の床の修繕なんですけど、これは危険ですからやっていただいていた方がいいと思うんですが、やり方は、例えば、この本庁舎でもそうなんですけど、恐らくPタイルを、あかんとところだけ張りかえるのか、もう全部やりかえるのか。要は修繕のやり方ですよ。その辺はどのような考え方のもとに行うのかというのはちゃんと決めておいたほうがええと思うんですよ。その辺のお考えはどうなんですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

基本的には、そのセンターの状況を見ますと、かなり広い会議室の中で、全面やらなければいけないのかという場合もありますし、クラックが走ってしまっていて実際は、端っこのほうにクラックが走っているところであればその部分だけめくってやるほうが効率的ということで、結構、今回についてはできる限り広い範囲でやりたいなと思いますが、全面できるかどうかというのは少しお金との関係がございまして、考え方としては、本来であれば全部めくってクラックを全部きれいにしてやりかえるというのがいいんですが、場所によって全てやるのがいいのかどうかということも含めて、その辺は十分、今後設計する中で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

私が伺っておるのは、今回、例えば、Pタイルをかえたところのやらない部分も時間の問題で、同じ状況になってくると思うんです。ですから、例えば、全部めくって、長尺シートってありますよね、そういうものでやりかえたらコスト的には安いし、長い目で見たときに、一回直してしまえばいいわけですよ。ですから、根本的に、今回補正を出してきてに当たって、やり方をもっと工夫するということもやっぱり考えていただきたいわけです。その辺はどうなんですか、お考え的に。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

今回につきましてはセンターの要望を受けてすぐ早急に対応ということでやらせてもらいましたが、委員おっしゃるように全面的にやりかえるということになりますと、どこから全面やりかえていくかというようなこともやっぱり同じことをごさいます、計画的にどこの会議室、大会議室からやるのか、どこをやるかということも含め、どこのセンターからやるのかということも含めて、少しやっぱり計画をつくっていかないとすぐにできないということをごさいます。その辺は、十分また検討させていただいて、センターの状況も見て判断を今後させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員

どうか決して、いろんな工法があると思います。コストと、その状況によってあると思いますが、要はあかんとところだけ場当たりの直していくというのはいかがなものかと思しますので、どうかご検討ください。よろしく願いします。

○ 伊藤 元委員長

ほかに。よろしいでしょうか。

○ 小林博次委員

加藤委員の質問に関連させてください。

水没するセンターは防災対策調査特別委員会から機器類を上を上げたかどうかという話があったと思うんやわ。予算に反映されるかというと新年度になるんやけど、だから、決算のみでは出てこんわけやけど、そこら辺においがしてこんのやけど、危機管理室の、将来的には論議がどんなふうになっているのか、ちょっとこの際、聞かせてくれるとありがたいなと。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

委員おっしゃるのは前からお聞きをしておいて、確かにセンターも含めて防災倉庫もそのエリアにはございますし、確かに平面で置いてございますので、浸水が来た場合はそれこそ使えやんやないかということでございます。この辺については、1地区、2地区の問題でございませぬので、そのエリアってかなりのエリアになりますので、今後、危機管理室ともその考え方そのものを私どもとして一回協議をしていきたいというふうに思っております。今の現状においては、どうという考え方を今持ち得ているものではございませんので早急に協議していきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたい。

○ 小林博次委員

打ち合わせでええんやけど、例えば、3連動地震で津波が来て水没するセンターがあるわけやね。問題は、センターを中心に防災対応をするということで動いているわけや。そうすると、水没したセンターでどうやって対応するのかというのは全然見えてこん。だから、建てかえるだとかセンターそのものをかさ上げしてしまう。こういうことをしておかないと、いざというとき役に立たん。

釜石の奇跡で、ふだん訓練して、みんな逃げて助かったという話やけど、あそこの防災センターは水害のとき、地震のとき使えやんよという話があったにもかかわらず、ふだんあそこで訓練しておる人はそこへ逃げ込んで全部死んだわけやな。だから、同じ現象が起り得るので、そこのところは余り時間的ゆとりがないかと思うんで、対応を急いでほしいなと思うんやけど。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

当面の措置として各地区で考えていただいているというのは、そのかわり、センターが水没したときに学校の4階とか3階のところをそういった代がえ措置というのをできない

のかというようなところは各地区では考えていただいておりますというふうには思いますが、これはセンターの抜本的な話ではございませんけれども、そういうふうに当面は少しそういう形で対応していかざるを得やんのかなというふうには今考えておりますが、さっきも申し上げましたようにセンターの底上げとかその辺のことについては大きな問題でございますので、今ここで軽々すぐにどうこうという判断をさせていただくことは不可能ですので、そのような課題として十分認識をさせていただくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○ 伊藤 元委員長

小林委員、済みませんが、ちょっと議案から少し外れていますもので、よろしく願います。

○ 小林博次委員

そうすると、いつごろその方向を示してくれるのかな。断層の横にある地区市民センターもあるわけやね。だから、断層からどれぐらい離れたほうがいいのか、そういう話も答えとしては聞いていないので。状況としては、これだけ大騒ぎするわけやね、3連動地震が。だとすると、対策を立てるといのはそんなに時間的ゆとりがあるわけではないので、地震がいつ来るかは別やね。だから、答えとしては庁内的な論議で答えを出して周知してもらうことが大事なん違うかなと思う。

○ 伊藤 元委員長

済みません、ちょっとこれは関連したことで間違いはないんですけども、議案とは直接関係が薄いもので、小林委員からのひとつ早急にそういうまとめをしてほしいという要望ということで、この場は置きたいと思うんですが、小林委員いかがでしょうか、よろしいですか。

○ 小林博次委員

不満やけど、そういう扱いならそれで結構です。

○ 伊藤 元委員長

ということですので、申しわけございませんが、先ほど小林委員から言われたご提案も含めてご意見いただいておりますので、やはり大事なことですので早急に結果を出していただきたいよう要望しておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ほかにごございませんでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

ないようでしたら、質疑を終結させていただきたいと思っております。

それでは、特に反対意見もなかったようですので簡易採決で行っていきたいと思っておりますが、まず、この議案に対して全体会に送ることが必要かどうか。特にございませんね。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

必要なしということで確認をさせていただきます。

それでは、予算常任委員会産業生活分科会としての採決をとり行っていきたいと思っております。

まず、討論ございますか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしと認めます。

それでは、討論もないようですので、議案第26号平成26年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費(市民生活課所管部分)につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。どうもありがとうございます。

[以上の経過により、議案第26号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費（市民生活課所管部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

これで、補正の部分につきましては終了になります。

ここからは、産業生活常任委員会に切りかえて、引き続き市民文化部所管の議案を審査、行いたいと思いますが、入れかえは必要ないですか。なしですね。

議案第31号 四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

○ 伊藤 元委員長

それでは、議案第31号四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、先日の議案聴取会において一応説明を受けておりますし、追加資料の請求もございませんでしたので、質疑より入っていきたいと思います。質疑のある方は挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 加藤清助委員

議会で初めて議案についての意見募集をして、この条例案も意見募集の対象になったと思うんですね。先般、議員の全員にどんな意見が寄せられたというのが配られておりました、私ちょっときょう持ってきていないんですけど、あれは行政のほうも見られていますか。

○ 前田市民文化部長

こちらは見せていただいております。

○ 加藤清助委員

あれは議会に対して募集した意見だと思うんですけど、もし見られていて、何かその意見についての見解とかがあったら聞いてもいいんですかね、これは。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員

それじゃ、それはどなたか。まあいいですわ、後でいいです。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員

それはちょっと後に延ばして、議案書のほうで条例の条文がずっと書いてもらっていて、この間ずっと、この委員会で協議もしてきたわけですので、条例案そのものに異は唱えませんが、最後のほうの関連で施行日が平成27年、来年の4月1日というふうに条例でなっていますが、そうすると、施行までの市民への周知だとかそのほかもろもろの準備等は一定せなあかんと思うんですが、それはどういうふうにしていくのかというのが1点と、最後の提案理由のところの文面でちょっとわかりにくかったんですが、提案理由に防犯カメラの設置及び運用に関して防犯カメラの設置者等が遵守すべき義務を規定し、もって市民等の権利、利益の保護を図ろうとするものであるというんやけど、権利はわかるんですが、肖像権とか。利益の保護って市民等の何の利益を保護するのかなって僕はちょっと余り思い浮かばなかったもので、この提案理由の文言の意味するところを、その2点お伺いしたいと思います。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

まず、周知の件でございますが、まずは、一つ目は各地区、設置者になり得るという地区のほうに10月、11月、個別にちょっと回らせていただいて、条例、これ上程させていただいて議決していただければ、実際に設置する場所とか設置の方法とか、いろんなことを、ご意見を賜っておこうというのがまず一つでございます。

それを受けて、来年に入りました早々に、広報等で、広報、ホームページ、地区だより

等々で、各自治会なんかの基幹会議なども通じて、こういった条例を施行するのでということの周知を市民の方に諮ってまいりたいなというふうに思っております。

それと、あとは、またこれの支援策等についても議会のほうでもご議論をいただくというようなこともお願いせなあかんかなということもございますので、そういったのを含めて、十分。

それと、あと、この条例には、既に設置してある方にも適用というか届け出の対象になる方もあると思いますので、そちらのほうにもお願いをしにいきたいというふうに思っていますし、あと、鉄道事業者とか、あと商店街なんかにも個別に周知を図っていききたいなというふうに思っております。周知については以上でございます。

利益の件でございますけれども、市民の、ある意味、大きな意味で、当然、要するに映されないという、映されるのは憲法上の映されないという権利は守るべきやという中で、やはり利益も、映っておることが公表されることによって利益が阻害されるという事例も出てくるのではないかなと。ですので、具体的にこういう利益を守るためとかそういうことではなくて、大きな意味で権利以外にも利益にもかかわる部分があるのではないかなということで、こういう形で両方を並立させていただいたということでございます。

○ 加藤清助委員

ありがとうございました。

○ 芳野正英委員

設置者は、設置運用基準と、あと9条の2項にあるように画像データの開示を求められた場合の開示基準を定めることとなっておりますけれども、自治会ですとか商店街の皆さんに対してひな形のようなものぐらひは示してあげたほうがいいかなと思うんですけど、その点、お願いします。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

委員おっしゃるとおり、そのまま定めてくれということではなくて、当然、私どもとして、そういった準則的なガイドライン的なものを、こういうふうにつくられたらどうですかというようなものを当然示させていただく予定でおります。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○ 伊藤修一委員

罰則というか勧告、公表というところを書いてあるんですが、勧告は大体意味はわかるんだけど、公表というのは何をもって公表するのか、それにどういうふうな重みがあるのか、そこら辺はどう考えておみえになられるのか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

私どもとしては、こういう規定は設けておりますが、基本的には設置した方に丁寧に説明させていただいて、当然個人情報を守るためにこうやってつくってくださいとお願いにはまわりますが、それでも、もしつくらんということになれば、基準等を、これは勧告をして何とか行政的にお願いをするという形、法的なお願いをするという形、条例に基づいたお願いをしていくという形をとらせていただくと。

さらに、当然、勧告して公表するまでには当事者の方に弁明の機会というのは当然入ってまいりますので、それで意見を聞いてでも、さらにまだ、つけたいけれどもどうしてもつくらないんだ、だけどつけるんだというようなことがもしあれば、その方たちについてはこういう指導勧告を守らずにこういうふうになっているというのを名前なんかの公表はさせていただくというような趣旨でございますが、基本的にはこのようなことにならないように私どもも当然説得にいきたいというふうに今は考えております。

以上でございます。

○ 伊藤修一委員

そういう努力はしてもらったりいろいろやっていただくという、一応そういう姿勢やそういう考えは持っている。けど、公表自体は一体何をもって公表、どこで何をどうするのか知らないけれども、公表自体の重さというか重みというのは一体どう担保するのがちょっと。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

この公表につきましては、四日市市公報とか、具体的には市ホームページで、従わないという勧告をしたんですが、事実を公表するということですので、ある意味、これは罰則とか罰金とかそういう話ではなくて、その名前を公表されることによって、社会的な、ある意味、制裁という言い方がいいのかわかりませんが、そういったものを受けるであろうというようなことでの公表ということになるということですので。

○ 伊藤修一委員

社会的制裁ということを実際に理解していただくには相当な努力もやっぱりしていただく必要があると思うので、そこら辺は、市の条例ということの重さというか、そこらはしっかりお願いをしていっていただきたいし、公表の中身というか、どれだけ重みがあるのか、市のホームページとか四日市市公報というのが本当にそういうふうなことが担保できるものかどうか、ちょっとやっぱり疑問も少し残っていくので、公表ということに対して、そういうふうな抑止力というかそういうふうな働きかけをするんだったら、ある意味、相手の方に対してもこういう公表の仕方をさせてもらいますよというところまできちっと丁寧に説明もしてあげていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 伊藤嗣也委員

基本的には僕も必要な条例というふうに思っています。ただ、1点だけ、平成13年にできた四日市市安全なまちづくり条例というのが既にあるわけですが、それに基づいてこれがつくられるのか——防犯カメラ条例がつくられるのか——全く別物という捉え方なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

安全なまちづくり条例の中にそのままこれを入れ込むかというようなことでは今考えておらず、これは独自でこのままの条例を出していきたいなというふうに思っておりますが、ただ、安心・安全なまちづくり条例についても、いろいろこれ、今回、本条例とかいろいろ最近の情勢が変わってきますので、計画の中では盛り込む場合もあるかなというふうに考えております。

○ 伊藤嗣也委員

市が事務局をしておる防犯協議会、この条例に基づいた四日市市地域防犯協議会という団体もありますので、その辺、上手にテクニックを使っていただいて、市民、企業、市、役割おのおのあるわけですが、その辺を混乱せんように、ひとつよろしく願いいたします。要望ということで。

○ 伊藤 元委員長

他にいかがでしょうか。

○ 中森慎二委員

市民の方からいただいた事前の意見募集に基づいて少しお尋ねをしたいのと、考え方の確認をしたいと思うんですが、一つは、市民の方から純粋に、今回の条例に対して設置者の設置するカメラに上限下限があるのかと、こういうようなお問い合わせがあったんですが、そこら辺は私どもはないというふうに理解していますが、改めてちょっと確認をさせていただきますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

金額の問題だというふうに理解しますが、今のところ、これ、支援策の中で一回ちょっと調べさせていただいて、かなり今の現状で調べさせていただくと、安いカメラから、高いカメラやと商店街さんなんかだとそういうの何百万円という世界の話もございますので、私どもとしてどれぐらいのカメラなんかを設置するのがいい、どれぐらい支援していくべきかというのはまた予算措置、予算審議の中でも、一度、議員の皆さんにもお諮りをしながら、どの辺のレベルがいいのかということでございます。ですから、設置していただく分の上限下限というのは基本的には考えていないということで、私どもはそれでどうこう規制をかけるということにはならないというふうに思っております。

○ 中森慎二委員

結局、市が補助制度を創設した場合における上限、下限というのはあるのかもわかりませんが、設置者が自分の目的を担保するために必要な台数はどれだけつけたってそれは構わないと、基本的にはそういうふうな理解をしていますが、それでよろしいですね。

次、自治会長さんが、過去、ごみ置き場だとか、放火抑止というののためにカメラを設

置しようというふうに市に相談をしたら、当時の、数年前らしいですけども、住民全員の賛成がないからだめだと、こういうふうに行政当局から言われたと。こういうことがあったんですけども、なかなか100%の賛同というのは難しいんですけども、例えば、今回の条例が制定されることによって映像データの管理や設置者の義務も当然出てきているので、そういう部分についての対応が可能になったというふうに理解していいんでしょうかね、今回の条例がつくられることによって。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

基本的にはそういうことで、今回、やはり基準なしに防犯カメラだけつけられるということになるとなかなかつけにくいというか、理解も、その住民の方も何にも基準のない中でつけてもらえば、それはどんなものでも映されるし、誰が見るかもわからんというようなものであれば当然非常に不安を考えられるということで、今回、市のほうでこうやって条例できちんと整理をして、届け出もしてもらって、こういった基準でやってもらいますということを自治会の中で総意をとっていただければ、それはもう当然そういう形でつけていきたい。逆に言いますと、市民の方の理解も得られるようになるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、自治会なんかでの設置に向けてこの条例が弾みをつけていただける根拠となると、そういうふうな理解をさせてもらいました。

それから、もう一つは、今回は設置、管理に対する条例が制定されたわけですが、自治会等においては設置費用について、当然、行政からの助成というものも欲しいというような考え方があるんですが、そこら辺、条例には盛り込まれておりませんが、今後、来年4月1日からの施行に向かって、27年度予算に対してこういった助成に対する考え方というのはどのように今考えてみえるのかをお示しいただけます。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

先ほどちょっと申し上げましたけれども、値段の幾ら、高いところから安いところまでございますが、この辺、他都市の事例もちょっと参考にさせていただくと、あと、地域

の状況、地域がどんなものをつけたいかという話も含めて総合的に勘案をさせていただいて、どれぐらいのものがいいのかというのを庁内でちょっと話し合いをさせていただいて、それでまた議会のほうに提案をさせていただいて、これぐらいの補助金であれば認めてもいいだろうという形もあったりとか、いろんな考え方が出てきますので、その辺は詰めて、また提案をさせていただきたいというふうに思っております。

○ 中森慎二委員

そうすると、中身は別にしても補助制度を創設していくと、こういう考え方は持っていていただいているということによろしいですね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

基本的にはそういう考え方でおります。

○ 中森慎二委員

あわせて、条例施行は来年4月1日からですから、補助制度も来年4月1日から運用できるというような形で考えてみえるのでしょうか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

当然、これは議決、また予算審議をしていただいで議決いただければという話が前提でございしますが、そういう方向で提案をしていきたいというふうに思っております。

○ 中森慎二委員

そうすると、具体的な補助要綱については委員会等にまた事前に示していただいで予算化に向かったの作業が進むと、こういう理解でよろしいですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

いずれの機会には当然議会のほうにも示させていただいて審議をいただいで、そういう方向で行けるように努力をしてまいりたいと思います。

○ 中森慎二委員

あと、条文の中の9条で芳野委員から質問があったところなんですけど、市民の方から9条は要らないんじゃないかというようなご意見もいただいているんですけど、これは頻繁に画像データの開示を求められた場合、設置者の負担が大きいんじゃないかというような背景があるようなんですけど、これは9条の2項で開示基準を定めるということなので、野放図に請求があっても、開示基準に基づいて開示をするから、そんな大きな負担にはならないんじゃないかと、こういう理解でよろしいんでしょうかね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これは商店街さんの話にあって、そういう基準がつくってあるとそれに基づいてやれると、それ以外については拒絶できるという一定の基準がございますので、その基準に基づいて適切に判断いただければいいのかなということになりますと、こういう基準をつくっていただければ開示ってそんなに、その本人の求めがあってもいろいろルールどおりの開示をやっていただければいいのかなというふうに思っていますので、それでいけるというふうに理解はしております。

○ 中森慎二委員

あと、もう一つご意見いただいたのは、防犯カメラも高額のものから簡易のものまでで、解像度に非常にレベル差があって、犯罪解明に役立たないレベルの防犯カメラもあるではないかということで、より解像度の高いものを設けるべきではないかというようなご意見もいただいているんですけど、ただ、私たちが思うのは、設置者がどういう目的でそれを設置するかによってその解像度もおのずと変わってくるので、なかなか一概にそのものを求めていくというのは難しいのかなというふうに私は思っていますが、行政のほうとしては何かそこら辺のあたりで考えありますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

委員おっしゃるように、当然、地元の考え方というのは大きい、当然、市が設置するというものだけではないと思いますので、地元を設置していただくのにどんな目的でということもございますので、ただ、解像度が当然高くなればその分だけ費用は高くなるということで、その辺で私どもの補助金の考え方も、逆に言うと地元もその補助金のあり方によって少し考え方も左右されるのかなというふうに思っています、私ども、今の段階にお

いては解像度がどういうものでなきゃあかんとか、そんなことは特に設置者にお任せしようかなというふうな考え方で今はおります。

○ 中森慎二委員

最後にしますが、もう一つ、警察当局というか、今、全国的にビッグデータの構想というのがいろいろあるようなんですが、検討していただいた経過の中でビッグデータとの連携とかそういったものについては何か議論をされた過去ありますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

特にビッグデータについて、それを使ってというような議論は検討委員会の中ではございませんでした。それに、このカメラについては、どちらかといいますと特に犯罪捜査というのに当然役に立つとは言われておりますが、実際にはこちらの、その当時の思いとしては、やっぱり抑止なんかで、それをつけることによって犯罪が減るだろうと、こういう形のほうの目的をしっかりしたいなというふうに思っていましたので、その後の捜査なんかの協力をしたいということではない、ものによって協力するということもあり得ると思いますけれども、当初はそういったビッグデータのような考え方というのは特に議論はされておられません。

○ 小林博次委員

10条の関連やけど、例えばカメラ設置の話やけどね、今は。だけど、行政がやっているみたいになにせものがあるよね、カメラで。きちっと監視されておるのかなと思ったらにせもので。データくれと言ってもくれやんから役に立たんのがあるわけ。だから、そういう交通整理とかは事前にする必要があると思うんやけど。

それから、今つけられているスーパー防犯灯で実際には運用されていないのがあるわけやな。ついておるけど使われていないよというのがあるんで、そんなのは役に立たんわけやね。そうすると、役に立たんから、そのあたりの自治会で今度は自分らでつけるかなというときに、そんなにつけることができるのかどうかね。だから、その辺の交通整理とか苦情処理とかの考え方をちょっと聞かせておいてほしいんやわ。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

ダミーカメラの話、いわゆるダミーカメラですけれども、あれについて、この条例ではそれをこの中に入れるということは考えておりませんが、ただ、あれについては非常につける側の考え方がありまして、行政でそれをつけたらあかんともええともなかなか言いづらいところは若干ございますので。

○ 小林博次委員

行政がつけておる。市民はそんなのつけていない。ごみの監視に使っておるわけや。にせものを使っておるわけやね、今。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

行政がダミーを使っておる。

○ 小林博次委員

使っておる。金がないから使っておるわけや。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

申しわけございません。その辺は一度、行政がつけておる部分については一度その辺の整理はさせていただきたいなというふうに思っております。

それと、警察がスーパー防犯灯をつけていまして、確かにおっしゃるようであれがカメラ機能があって、なかなか映っていないというところについては警察当局と話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

○ 小林博次委員

この話をしたのは、例えば、民間でもつけられて、金がないから途中で運用やめたという場合があるわけね。そうすると役割を果たしていないわけで、その場合、例えば、Aという団体と類似するところで、それじゃ、AがだめならBでつけるかという話があるときに、そんなにつけてええのかという議論になったり、だから、その辺の交通整理やね。これをあらかじめしておく必要があるのと違うかなと思っておるんやけど。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

ご指摘の点についていろいろまだ課題はあると思いますので、その辺も一度、今、どういう状況になっておるかも含めて調査をしながら検討させていただきたいと思います。

○ 小林博次委員

それは来年4月の施行までに調査するということやね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

そういうことでございます。4月までにある程度、そういったものを、ご指導いただいたやつを調査させていただくつもりでございます。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員

ちょっと確認させてください。

設置者は団体とか企業だと思うんですが、管理者なんですけど、管理責任者は個人になると思うんですね。人になると思うんですが、その方がかわることは十分いろいろ想定されると思うんですが、そのときは、届け出とか何か、どういう仕組みを考えられておるか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

設置者は団体で、代表者名になると思いますが、その代表者の方が管理者になる場合もあると思いますが、当然、管理者の方については、取扱者も一緒ですが、かわった場合は、その人にそれが一番帰属しますので、運用については。ですから、それは届け出をさせていただかなあかんかなというふうに思っております。

今のところはそうやって思っていますが、ただ、例えば自治会長さんなんかは毎年かわられる中で、もしそれでその管理者さんがそのまま行く場合、要するに自治会長はかわっておるけれども管理者はそのままとか、そんなことがあるかどうかというのはございますので、自治会長さんなんかはうちがわかりますので、その辺の手續の仕方は少し検討させてもらおうかなというふうに思っていますが、各団体さんはちょっとそれがうちでは把握できない部分については、もう届け出をきちんとしてもらうということになると思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

ある団体さんが設置して、管理者交代のときに、使い方とか非常に複雑で、受ける人も余りいややとか、なかなかいかなかったと。操作とかいろいろ、要は守らないかんことがいっぱいあって、それで非常に難航したというふうに聞き及んでおりますので、どうかその辺もきちっと詰めていただければと思います。

それから、設置する場合、当然、カメラを固定するときに映る範囲にある個人の家とか商店とか、そこがずっと入っておる場合があると思うんですよ。つまり、設置するときに、その辺の人が、そういう入る人の家とかが立ち会ってオーケー出すとか、そういうことが必要だと思うんですけど、要は、団体がもうここに付いたら、ここにいるからぼーんとつけてというたら、うちの家ずーっと映っておるやないかということもあるので、十分その辺配慮していただいて、トラブルが起こらないようによろしく願いいたします。要望で。

○ 伊藤 元委員長

という要望ですが、コメント、ひとつよろしく願いします。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

設置する場合の手引書ではないですが、一定のそういった守ってほしいなというようなもののルールといいますか、そういったものは添えるような形のものをつくりたいなというふうに思っていますので、よろしく願いします。

○ 伊藤 元委員長

よろしく願いします。

他に。

○ 早川新平委員

先ほどダミーカメラの話が出たんですけれども、ダミーカメラはあくまでも、これはダミーですよと言ったらダミーではなくなるので、現実には。そうすると、その情報開示をしてくださいというところに、いや、ダミーだからそれはありませんということが言えない

ので、そののところだけはちょっと考えておかんと、ダミーというのはあくまでも抑止力で、これはダミーですよとわかるようなやつはないわけで。ですから、情報開示と言われたときに、いや、うちの実はダミーなんですと言うともうそれは効力なくなるので、条例やったときに情報開示という部分が出てきているので、そのところを何かこう、やたら開示してくださいと逆に言う。だって、余りにも高額なんですよ、100万円とか。ピンキリで、先ほど上限って中森委員のほうから指摘されておったんだけど、そうすると、ダミーでもいろいろあって、もう10万円するようなダミーもあれば、本当に1万円ぐらいのダミーという、それは必要に応じてつけられているので、だから、そのところを、何でも開示を求めたらしなければならぬというところは一定の基準、重大な案件が、事案が起こったときには開示をとか、そのところだけは一つ考えておかないと、これから非常に多くなってくると思うし、それから、先ほど補助が出ておったところで、補助をどれだけで、どれぐらいの設置を想定しているかというので莫大な、例えば、1万円補助しますよといったら1000カ所つけても1000万円で済むんだけど、画像データが鮮明に映るか映らんかでかなりの開きがあるので、そのところは慎重にやってもらわんと、きのうもちょっと指摘したけど、環境部の太陽光の補助金の部分で、予算とか、抽せんになるよとかそういうところの可能性が大いにあると思っているので、補助をするというところ。その2点だけをちょっと気をつけていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○ 伊藤 元委員長

関連で。

○ 芳野正英委員

さっきの早川委員のご指摘でいうと、ダミーカメラの場合は、ダミーかダミーでないかじゃなくて、要は設置管理者が届けないといけないので、ダミーだと多分設置管理者が届けないと思うんですね、そんなわざわざ。だから、それは、逆に言うと条例の外の話になっていいのかなと思うんですけど、僕が逆に危惧するのは、こういういろんなものが面倒くさいので、本当はちゃんとつながっているんだけど、ダミーだといって設置管理者が届け出ない場合がありますよね。そうすると、ダミーかダミーでないかの調査まではできないですよ。それが問題かなと思うんですよ。本当のダミーで、いや、これはダミーですと言っても、設置管理者が届けなかったらそれはもう市も管理しないで、ああダミーだろ

うなと思いますし、そこに対しての画像の提供をしていかないんですけど、本当に流れているのにダミーだという人に対しての対応が課題かなと。さっき話聞いていて思ったんですね。そうすると、その対応ですよ。だから、本来なら条例で、例えば画像が出ているかどうかのチェックができる権限ぐらいを書いておくというのも一つの手なんかかもしれないんですけど、それが警察権もない市がそこまでできるかどうかわからないのであれなんですけど、その対応はちょっと考えておいたほうがいいかなと思うんですけどね。どうですか。

○ 伊藤 元委員長

どのように考えますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これは本当に、もう本当に、行って、その場所でそういうのがあるけど出ていないということであれば、丁寧に、その設置者の人がわかればその人にヒアリングをさせていただいて判断をさせていただくしか方法はないのかなというふうに。それで、もしそれがつながっておるようだというのであれば、さっき言った話ではございませんが、丁寧に説明をさせていただいて、させていただくしか、今のところ何とも申し上げにくいのかなというふうに思っております。

○ 芳野正英委員

これ、4条でも見ますけど、要は個人がつけているカメラの場合は想定外で、いわゆる市とか自治会の地域団体とか商店街とか鉄道事業者などで、実際つけているけどダミーだと言う人というのは少ないのかなとは思いますが、自治会の中で確かにそういうこともひょっとしてあるかもしれんもので、届け出面倒くさいな、やめとこうみたいなのか、一旦ダミーにしておったんやけど、やっぱりもう一回、犯罪があつて設置をし始めたときに届け出を忘れていたりとか、そんなことがあるかもしれないので、もしそういうことの対応をやっぱり考えないかなというところはあるかなと思いますので、また検討しておいてもらえればと思います。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員

この条文の文言等の解釈の確認を一つですが、先ほども出ていましたが、条文の中に設置運用基準とか開示の基準だとかというのが出てきますが、これは条文を読み取ると、設置運用基準も開示の基準も設置者がつくるということでよろしいんですね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

そうですね、設置者のほうでつくっていただく。ただ、先ほど申しあげましたように、そういった準則的なものは提示をさせてもらうということでございます。

○ 加藤清助委員

第4条あたりには、あらかじめ規則で定めるところによりというのが今言われた、この条例に基づく、規則を市がつくって、それに基づいて設置運用基準をつくってもらうということになると理解してよろしいんですね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

規則の中にこういったものを、住所、誰が設置者で管理者が誰、そういったものを届ける内容を規則の中にうたわせていただいて、それを届けていただくということになります。

○ 加藤清助委員

当然、先ほど来のやりとりで、4月1日、来年の施行の前に規則も整えて周知もされるということになるかと思えます。

第9条の開示の基準には、今やりとりがあったように、第2項で設置者は画像データ等の開示の基準を定めなければならないとあるんですが、経過措置のところとの関係で、つまり施行日以前に現に設置しているものに対する経過措置の条文の補足なり附則なんですけど、これ読み取っていくと、既に設置している場合は、施行日から起算して3カ月以内に設置運用基準を定めて市長に届けなければならないとあるんですが、開示の基準は経過措置の対象には含まれていないんですがいいんですか。だから、9条の2項では、これから設置しようとする者に対しては設置者は開示の基準を定めなければならないとあるけど、経過措置はもう一つの設置運用基準を定めて市長に届けるということで、開示基準は今ま

で設置しているものは定めやんでもええやないかと言われたら、条文の解釈上、困らへんかな。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これ、あくまで経過措置で、できる限り、おっしゃるとおりでございますので、4月1日からすぐ開示というのがなかなかつくっていないところに対しては難しいですけども、ただ、これは一応経過期間として3カ月設けていますが、実際につけている対象になるところには、できる限り早くつくっていただいて開示をできるようにお願いをしていくつもりでおりますけど。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

つもりはいいんやけど、条文にこうやって示していると、設置運用基準だけ定めやええんやろうと言われると開示基準もって定めてもらいたいというふうに市は思っておったとしても、拘束力はあるのかないのかということになるとちょっと疑問やなと思って。いいんですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これは条例の施行日と、施行しない限りはその条例は発効がなかなかできないので、その日までにつくってくれというわけにもなかなかいかないんで、ちょっと設けさせてもらっていますが、実際の運用としては早目からそういうところにはお願いしていて、早いうちにすぐに4月に施行できるように基準は設けれるような形でもっていくふうに運用でやらせていただきたいなというふうには思っております。

○ 加藤清助委員

だから、僕が言っておるのは、ここには設置運用基準を3カ月以内にとは指摘は条文で書いているけど、開示の基準は含まれていませんよねって僕は言うておるんですが。3カ月以内に設置運用基準と開示の基準、もうやっぱり定めてもらわなあかんのじゃないかなと思うんやけど。

○ 伊藤 元委員長

設置者は画像データ等の開示の基準を定めなければならないとなっていますよね。

○ 中森慎二委員

ここの解釈は、結局、今、行政は市内のどこにどんなカメラがつけられているのか全くわからないので、この経過措置によってとにかく届けてもらうことによって実態がわかる。届けてもらったなら、今こんな条例があるので、9条の部分も適用されますよという指導をするということではないの。

○ 前田市民文化部長

今、中森委員がおっしゃられたとおりでございまして、いわゆる3カ月の期間のうちに早く把握するということがまずあって、その中でこの条例は全体にやっぱり網羅されてきますので、今後、開示の基準についてもそうした、既設設置についてもあわせて整備してもらうように働きかけて、それを整えていってもらうという形になっていると思います。まずは、この3カ月以内にきちっと把握をせんらんとということがまずあります。

○ 伊藤嗣也委員

目的の第1条は当然市民が安全で安心して生活することのできる社会を実現すると。それで、この防犯カメラを設置するわけですが、11条で、報告の件なんですけど、例えば、市長が必要とする場合は報告を求めることができるようになっておるわけですが、例えば商店街でもある地縁団体の一つの町であろうがよろしいんですが、警察に情報開示したとかさまざまなことが実際にはあると思います。そういう情報は、イニシャルコストもランニングコストも払っている住民であったり、商店街の人たち、つまり費用を負担している人たちに対して、こういう公開したよ、情報提供したよとかいうことはやっぱり報告としてしていかないかとは思いますが、その辺の捉え方はどうなんでしょうか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

こちらの報告を受けたことにつきましては基本的にはホームページか何かで報告をしたいなというふうに思っております。報告を受ける内容については、ホームページで掲載していきたいというふうに思っております。

○ 伊藤嗣也委員

私が申し上げておるのは、当然、市としてそのようなデータ、状況を把握するのはしていただいているんですが、あくまでも市民が安全・安心に暮らせるということですよ。そこで、この防犯カメラを何らかの情報提供したとか、警察に、そういうことが起こったのであれば、それは住民に啓発というか情報提供をする必要があるのではないかなど。報告という形で自治会とかで、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

まずは、ホームページにその報告を受けた内容を掲載して市民の方に周知をするという形を今ちょっと検討しておって、ここに、そこへお知らせをするとかいうところについてはまだそこまで今検討はしていません。

○ 伊藤嗣也委員

市が全額払って、イニシャルコストもランニングコストも、ランニングコストも結構かかりますよね、これ。そうであれば、市が設置するのであればいいと思うんですが、例えば設置者は、地縁団体とかあったら自治会ですよ、例えば一つの。そうすると、住民がイニシャルコストもランニングコストも負担するわけでしょう。そうすると、例えば何か事件か事故で警察がその情報データを利用したということは住民にも知らせないと、住民はそれでいいんですかね。設置者、管理者がいて、市の役割は、市としてカメラを設置するわけですよ。そういう場所もあるかもしれんですけど、全部市がつけるわけじゃないでしょう。だから、任意で、市長に届け出を出して、つけた設置者がいて、管理する人がいて、その、例えばの例ですけど、自治会で町内につけましたと、それはもう、それで何か起こりましたと、警察がきたと、情報を提供しましたということを住民に知らせないと、わー警察来たでとか噂がわーっとなってますね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

その自治会単位で、もしその防犯カメラにそういうことがあったということを、私も今思っているのは、全市的に調査して、何件あって、何件そういう、警察に情報を提供したというのを全市的な話でホームページに載せるかなというふうに今考えておったんです

けど、委員おっしゃるのは、その自治会であったという話を、その地域の人にと
うことですか。

○ 伊藤嗣也委員

当然、費用を負担しておるわけですし、その自治会の設置であれば、その住民が対象
ですね、基本的に、安全に暮らせるということが。そこに、例えば自主防犯活動団体が活
動しておれば、そこにも、例えば、何か起こって、警察が来たら当然情報提供をしますで
しょう、恐らくね。そういう情報というのはもうシークレットにするのか、やっぱりオー
プンにするのかということのはっきりしないといろいろ不安になると思うんですわ。だか
ら……。

○ 芳野正英委員

これは、だから、伊藤嗣也委員の懸念は設置基準の中に、要は設置者に多分警察は来ま
すから、提供したとなっても市はわからないわけですよ。だから、設置基準の中に、設置
者は、例えば警察等からの要求があって開示した場合は関係団体に周知をすとか、そう
いう設置基準に盛り込むようにしておいたらいいんじゃないんですかね。市もわかりませ
んもん、警察がばーんとその設置者のところに行って調査して、ばーっとまた帰っていく
わけですから。わからんままにいつの間にか調べにいつておると思うので、そのときは設
置者がやっぱり判断して周辺には知らせないといかんかなと思うんですけどね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これは杉並区の例なんですけど、設置者の方に利用報告書ということで、毎月、何件苦情
処理をして、苦情処理の報告書なんですけど、何件提供をしたかと。とりあえず、その中
には警察何件、警察依頼何件とかいう報告を求めております、年に1回ですが。そういう報
告をホームページで載せておるといこと、杉並区は載せております。

この中で、委員おっしゃるように、中身の個々の場所について全体のホームページに載
せるのがええのか、その地域にそれだけを流すのがええのかというのは少しちょっと検
討させていただきたいなというふうに思います。

○ 伊藤 元委員長

そうですね。事件性があったものの情報の扱いということかなというふうに思うんですね。それで、それを事後報告ですることもあろうかと思いますが、急を要するようなときには、やっぱり市民へ情報開示をして情報提供をもらったりとかいうような活用もあるのではないのか。だから、そのときにそういう設置者、もしくは団体に報告、情報の共有を求めていくということかなというふうに思うんですが、それは、先ほども話がありますように、多分設置してからの設置者の使い方になってくるのではないかなと思いますので。違うかな。その辺で整理をされればいいのか。市としては事後報告にどうしてもなってしまうのかなというふうには思いますけれども、一遍、その辺また整理をして明確にしたいなというふうには要望はしたいと思いますが。

○ 中森慎二委員

今のちょっと関連で、芳野委員おっしゃったことに尽きると思うんですけど、9条の2項がそれに私は当たると思うんですよ。だから、設置者が画像データ等の開示の基準を定めなければならないと。だから、ここに設置者の判断で、行政がガイドライン的なものを示すにしても、例えば、その犯罪解決のために警察に協力しますというのを開示の基準の中に設置者が定めておけば、野放図に出すわけではありませんよということで、その設置者の管理体制はここではっきりわかるということではないかと思うので、ただ、もう一つあるのは、例えば、中森が個人で私費でつけたものと、公的というか自治会とか商店街で補助金を得て設置したものとは少しちょっとこの基準の考え方のレベルは違ってくる部分があってもいいと思うんですね。だから、補助要綱をこれから整備していく中で、この開示の基準のレベルについては、公的資金が補助されるような防犯カメラなのか、100%市費でつけられるものなのかによって少し温度差をつけることも私は必要じゃないかなと思うので、それははよくちょっとまた検討していただければなと思っています。

○ 伊藤 元委員長

そうですね。おっしゃるとおりでございます。

ということで、ひとつ整理のほどをよろしくお願いしたいと思います。

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

ないようですので、質疑は終結させていただきます。

それでは、採決に移ってまいりたいと思いますが、特に反対意見もなかったようですので、簡易採決で行っていきたいというふうに思います。

それでは、討論はございますか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしということでございます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第31号四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第31号 四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

ご苦労さまでした。

それでは、一旦、休憩を入れて、協議会に移っていきたいと思います。10分程度、11時20分再開でよろしくお願いいたします。

11 : 10 休憩

決算です。決算常任委員会で、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ、楠総合支所についてですね。もう一回、決算に戻ります。変則的で申しわけございませんが、よろしくお願いたします。よろしいですか。

それでは、ただいまより決算常任委員会産業生活分科会に切りかえまして審査を行っていきたいと思いますが、市民文化部中、男女共同参画課、それから市民課、そしてあさけプラザ、そして楠総合支所所管部分の議案について審査を行います。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第10目 総合支所費

第13目 あさけプラザ費

第17目 男女共同参画費

第3項 戸籍住民基本台帳費

第10款 教育費

第5項 社会教育費

第3目 公民館費中関係部分

○ 伊藤 元委員長

まず、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び特別会計の決算認定についてを議題といたします。

追加資料の説明を求めます。

○ 岡本あさけプラザ館長

あさけプラザの岡本と申します。追加資料の説明をさせていただきます。

決算常任委員会産業生活分科会資料2ページから7ページでございます。

4ページから7ページにおきましては、あさけプラザの設置及び管理に関する条例をつ

けさせていただきます。

2ページと3ページで説明させていただきます。

あさけプラザの屋外ステージ及び中庭使用の運用についてでございます。

まず、3ページで屋外ステージ及び中庭はどのような場所かということについて簡単に説明させていただきます。

3ページの上のほうに1階の平面図があります。この黒い枠で囲ってある部分が屋外ステージと中庭に当たります。下の写真が屋外ステージ、体育館を背にして屋外ステージがありまして、その前のあたりが中庭を指しております。そこは、あさけプラザの本館ホール、体育館、図書館に囲まれたスペースの中にあります。

資料、よろしいですか。

○ 伊藤 元委員長

資料、まだ用意できていない。できました、大丈夫ですか。よろしく申し上げます。

○ 岡本あさけプラザ館長

資料の2ページと3ページで説明させていただきます。

屋外ステージと中庭の位置ですけれども、3ページをごらんください。

3ページの上段に1階平面図がつけてありますが、ここの太枠の部分、無料で占用貸しております屋外ステージとその前面の中庭部分でございます。下の写真が、体育館を背にした屋外ステージと前面の中庭の写真に当たります。この中庭の部分につきましては、あさけプラザの本館ホール、体育館、図書館に囲まれたスペースの中にございまして、中庭は共用スペースとして来館者の休憩や読書、語らいの場となっております。

続きまして、2ページの2ですけれども、使用許可が現状に至るまでのこれまでの経緯を説明させていただきます。

平成20年度ごろまでは来館者が自由に使用できる無料スペースとして運用してきましたが、平成21年度に一般の利用団体の方からも屋外ステージの使用に合わせて中庭の一部も占有スペースとして使用したいという希望がございました。当時、今後、使用希望者が増加することで来館者の共用スペースとしての中庭使用がしにくくなるという可能性を考慮いたしまして、現在のルールでございます屋外ステージ及び中庭のみの使用許可は行わない、有料施設の使用に合わせて屋外ステージ及び中庭の使用を許可するという運用を始め

ました。ただし、この場合におきましても来館者は中庭には自由に出入りできるものとしております。

続きまして、2ページの3番のところでございますが、使用許可の実績を記載させていただいております。使用許可の実績については3番のとおりでございますが、ミニコンサートや中庭コンサートはあさけプラザの運営協議会の自主事業でございます。そして、一般の利用団体の方につきましては、大体年に一、二回有料施設の音楽室や小ホールの使用に合わせて占用使用をしてみえる団体がございます。

また、施設の使用料につきましては6ページに使用料の記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

追加資料、この部分については全部ですね。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございますので、これより質疑を受けていきたいと思っております。

○ 伊藤嗣也委員

私が資料を要求したやつですので、資料をありがとうございました、まずは。

今の説明で、前回も質問させていただいたわけですが、部屋を借りればただで使えますと。借りないと使えないと。ただし、運営協議会の団体さん、つまり、その人たちが使う場合は部屋を借りなくても無料で使えるわけですね。しかし、一般の団体さんは部屋を借りないと使えないということになっていきますので、この場所について年間これだけの回数しか実際には使われていない状況を踏まえますと、運営協議会の団体さんとの、一般の方との違いがありますので、私は、ここにつきましては部屋を借りなければ使えないというところはちょっといかなもんかなというふうに思うんですが、その辺、どうなんでしょうか。協議会のほうでは議論されたこと、ありますか。

○ 岡本あさけプラザ館長

済みません、ちょっと説明不足であったかもわかりません。

運営協議会というのはあさけプラザを運営する協議会でございます、あさけプラザが

行う自主事業をこのスペースで行っているということでございます。

そして、委員おっしゃるように、有料施設と抱き合わせといいますか、使用に合わせて屋外ステージのスペースを占有貸しするというのは、本来、条例では無料スペースということになっておりますので、こういうやり方は見直したいと考えておりました、早速有料施設の使用等は関係なく単独で屋外ステージの使用許可を行って、周りの中庭については屋外ステージを使用するに当たっての必要限度において占有使用を許可するという方向で今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

本当に、利用者の方に本当に喜んでもらえる、市民の方に本当に喜んで使ってもらえると思いますので、どうかひとつよろしく願いします。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

よろしく願いします。

ほかに。全般にわたってですが。

○ 芳野正英委員

委員会資料の42ページですか、休日の市民窓口サービスセンターの実績報告なんですけど。

○ 伊藤 元委員長

附箋のついておるやつね、大きなやつ。これの42ページ。

○ 芳野正英委員

42ページの市民窓口サービスセンターなんですけど、議会でも予算あれしたやつですけど、見ていると結構収納が伸びてきているなと思うんですけど、これ、あれなんですかね。収納のチラシの中にも、この市民窓口サービスセンターの案内は入っているんですか、収納用紙とか、どういうところで収納できますみたいなところに。そのときに、駐車場の案

内が、無料で使えるという案内もついているのかどうかだけちょっと確認したいんですけど。

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

まず、収納の案内の中には、各地区市民センター並びに市民窓口サービスセンターという内容の記載はチラシのほうに収納のほうに入れてもらっています。ただし、くすの木パーキングが実際に駐車券をお渡しているんですけど、それについての記載は、その収納のチラシに入っていないかと思います。ただ、駅の市民窓口サービスセンターの中にはくすの木パーキングをご利用できますということは表示させていただいています。

○ 芳野正英委員

残念ながら、前の議会ではショッピングセンターの窓口センター、否決されてしまっているんで、せめてあのときに意見のあった、この市民窓口サービスセンターの駐車場がそうやってサービス券で出るんだというところだけでも市民の皆さんに周知してもらって、それはそれでやるべきことだと思いますので。こちらのほうで、もう収納の利用とか、それをふやしていくのは収納向上に役立つのかなと思うので、また収納推進課のほうにもまたそれを伝えていただければと思います。

○ 伊藤 元委員長

よろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

○ 伊藤修一委員

もうずっと連続しているんですが、あさけプラザの一応ストックマネジメント、結局、大きなやつはずっとやっていかなくちゃならないから今回の決算でこうやって上げていただいておりますが、大体30年たってきて、いろんなところのハードの部分をやっぱりそういうストックマネジメントでやっていくというのは当然わかるんだけど、いろいろ機能的に見直していく必要があるところとか、いわゆる今の社会情勢に合わせていろいろ内容も検討していく必要があるところが出てきている状況があらへんかなと。例えばの話ですが、ことしの予算でも少し言ったんだけど、高齢者が利用する部分のところの施

設の改修とか、そういうところもあわせて、日常的に使っているわけだけれども、やっぱりそういう社会情勢に合わせて、その内容とか利用方法も機能的に直していくべき箇所もあると思うんだけど、今後のストックマネジメントの対応で、そういう機能的な面とかはどう考えていくのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○ 岡本あさけプラザ館長

ストックマネジメントにつきましては、平成19年度から計画的に施設とか設備の改修に取り組んでおります。そして、平成25年度は屋上防水工事や外壁改修工事を行いました。施設の長寿命化に取り組んでまいりました。ところが、30年を経過しております、設備のほうも老朽化、委員おっしゃるとおり著しいものがございますし、例えば浴室なんかはバリアフリー化されていない、トイレも若干段差があるというような状況でございますので、今後、施設の改修におきましてはバリアフリー化を念頭に置きまして進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○ 伊藤修一委員

やはりハードの部分というのは目に見えてよくわかるって、金額もでかいから、そういうふうなことで上がってくるんだけど、毎日毎日そういう施設を利用している人にとってみたら、ちょっとしたことがやっぱり対応してもらえると全然活用しやすくなるというような声なんかも聞いておるので、逆に言えば、そういうバリアフリー化とか、それから、高齢者の方々が住みなれた地域で、やっぱりあさけプラザを利用して住み続けることができるような、いわゆる施設の利用という部分はかなり大きな役割を担っていただいているところも——浴室なんかもそうなんです——あるわけで、そこら辺についてはできるだけ早急に、今後の考え方とか、今後の計画があれば、また委員会などにも披瀝していただけたらありがたいかなとは思っています。

○ 岡本あさけプラザ館長

現在は浴室の改修につきまして設計委託をしております。まだ設計概要出てきておりませんが、私たちはバリアフリー化につきまして最大限に設計委託に要望を出してまいりました。ただ、施設の老朽化とスペースが狭いということでどこまでできるかということはいわかりませんが、要望だけは最大限に出しております。そして、やはり高齢者の方が来館

者ほとんど占めております。私たち職員も高齢者の方に順次声をかけるなりして、1人でぼーっとしている方がないようにということで職員一同なるべく声をかけるようにということをご心掛けておりますので、今後も継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。

また、営繕工務課とか財政経営部とかいろいろこれからの役割があると、かかわりがあると思いますので、また、部としてもぜひまた支援をお願いしておきたいと思います。

続けて、別件で、男女共同参画の部分で、昨年ちょっとお伺いしたんですが、出前講座の関係で、昨年のお話によると市の担っている部分と県がやっている部門があって、そういう出前講座なんかに関しては、市は、高校は県の教育委員会とかがやっていて、市は中学校、小学校とかそういうふうに役割を分担されているというふうに聞いておったんですが、昨年は、どこの学校にどういうふうな講座というか出前講座とかやられていたのか、ちょっとその辺をまずお伺いしたいと思うんですが。

○ 川尻男女共同参画課長

昨年の状況ですけれども、幼稚園、保育園、小学校につきましては、四日市市の人権擁護委員の方にご協力いただいて講師派遣をお願いしました。あと、高校、中学校につきましては、県のほうの出前講座を利用してといいますか、うちのほうで講師を派遣依頼をしまして講師を派遣していただいたという形になっています。どこかと場所を申しますと、高校につきましては四郷高校と朝明高校と四日市中央工業高校になります。中学校につきましては、塩浜中学校と南中学校と保々中学校になります。

○ 伊藤修一委員

ちょっと県に頼んでやっていただくという部分で、高校が3校、中学校が3校という数が出ているんですけども、この3校というのは1年間で3校しかできなかったのか、それとも、3校しか希望がなかったのか、その辺はどちらなんですか。

○ 川尻男女共同参画課長

済みません、例えば、中学校なんかは校長会にお願いしてとか、高校のほうもお手紙を出したりとかはしていたんですけれども、講座を開いてくれという依頼をもらったものが昨年の場合はこれだけということになります。

済みません、あと、大学とかもありまして、四日市大学とか四日市看護医療大学のほうも行かせていただいております。

○ 伊藤修一委員

大学は四日市市内に二つ、それは2校、それは行っていただいて、できるだけ継続して毎年でも行っていただくのがいいかわからないですけど、高校の3校と中学校の3校は依頼して引き受けていただいたのが3校ということであれば、漏れたところはどのようにの。

○ 川尻男女共同参画課長

ことしも引き続きにはなりますけれども、同じように中学校、小学校もですけれども、校長会のほうにうちのほうでこういうのをしておりますので、ぜひ出前講座で行かせてくださいということをおっしゃっていただきました。

あと、高校以上につきましては、また、県の教育委員会のほうにも連絡をとって、こんなような手紙を送らせていただきたいということで各学校のほうに同じようにお手紙を出させていただいて、やらせていただきたいということでの依頼はことしもさせていただいております。

○ 伊藤修一委員

ちょっと違うんだけど、依頼をして引き受けてもらってやる講座で、結局、あくまでも相手の学校の協力がないとできないわけ。けれども、それでは、全市的に、計画的に全ての子供たちにその内容をきちっと啓発することができるのかということをお聞きしておるわけです。

○ 伊藤 元委員長

いかがでしょうか。

○ 川尻男女共同参画課長

ちょっとお答えするのが難しいんですが、学校さんのほうにうちのほうから、もっと強くとかお願いをさせていただくよりないのかなとは思っております。

中学校のほうにつきましては、市の教育委員会のほうにもそういうことでお願いをさせていただいて、一つでもたくさんの学校にさせていただきたいということで、させていただくより今のところ方法はないのかなというふうには思っております。

○ 伊藤修一委員

これがそういう姿勢で本当にいいのかどうかという。今の社会情勢とか、今のいろんなさまざまな問題を見て、今の子供たちに何を伝えていったらいいのかというきちとした信念があれば全庁的にこのことはもっと早くいろんな形で計画的にできるはずだった。それがやはりできていないというのは、やはりどこかで、もう不作為じゃないけれども、もう少し、やはりそういうふうなことに対しての意識を持ってもらうべきなの、学校長にも、教育委員会にも。それが一番肝心じゃないかと思うんですけど、ちょっと部長はどうですか。

○ 前田市民文化部長

ご指摘の点については、既に教育委員会ともちょっと話し合いをしております。いろんなカリキュラムの関係とか、いろんな学校のご事情もあるようでございますけれども、市民文化部のほうからは、やはりそういった教育委員会との連携を強めて、やはり一定の学校の中で一つのそうした講座が開けるように、そういう流れになっていくように、引き続き働きかけを強めるとともに、教育委員会とも、もうちょっと一緒に取り組めるようなやり方については努力してまいりたいというふうに思っております。

○ 伊藤修一委員

毎年同じようなことをやっぱり質問しておって何にも余り変わらないということは、やはり当事者の人のいろんな痛みとか社会問題を本当に肌で感じている部分がどれだけ伝わっておるのか、やっぱりいろんなことに対して、縦割りの中で、やはりそういうふうなことの中で発信していく責務というのは、やっぱり市民文化部のほうで、もちろんそういう役割があると思うので、ぜひ積極的に、その辺の問題点は改善していってもらうようお願いしたいと思います。

以上です。

○ 加藤清助委員

さっきの男女共同参画のところでお尋ねしますが、委員会の資料の40ページなんですが、先ほど伊藤修一委員は去年の決算のときにも指摘されたこととの関連で質問ありましたが、一つは、40ページの表の下のところずっと相談の項目とか回数とか書いてあるんですけど、さっきのデートDVの防止講座は67回で内訳は書いてあるけど、上のほうは相談人数とか参加人数とか書いてあるけど、どれぐらいのボリュームの人数でそれをやったんかというのが見えないのですが、67回、例えばさ、高校6回とか大学2回とかさ、あそこの高校の全生徒なんかさ、1学級なんかさ、1学年かとかさ、そういうところへんは見えないもんで、また示し方を工夫してください。今、言わんでええで。だから、工夫してくださいというので、工夫するのかせんのかだけ、答えて。

○ 川尻男女共同参画課長

工夫いたします。

○ 加藤清助委員

その上の表ですけど、女性相談事業というのは財源はほぼ国庫支出金の事業ですよ。特に右側の表を見て、うーんというふうに思ったんですが、相談者の年齢別の相談件数です。平成24年度と25年度だけしか載っていないんですが、単純にこれを見ると、10代が24年度は421件あったんですが、25年度は44件に激減していますよね。20代も1328件の相談があったんですが、25年度は半減で626件というようなことで、30代、40代は逆にふえておるんですね。ここら辺の女性相談の事業の相談者の年齢別の結果と2年間の推移を見て、相談に当たられている男女共同参画課のほうではどのようにこの推移の激減とか増減を捉えておられるのかなと思ってちょっと気になったもので、伺いますが。

○ 川尻男女共同参画課長

済みません、これ平成24年度と25年度しか載せていないので、本当に2年間での中しかわからないので、申しわけないんですけども、例えば23年度の方ですと、10代までの方については23年は56件でした。24年度が何か激増してしまって、また25年度は落ちついて

いるという形になります。済みません、ちょっと表現がまずかったです。

20代につきましても、23年度は475件になっています。24年度はふえて、また25年度は減っているという形でして、年度によって年代の傾向というのが結構ばらばらになってまして、この年代は毎年度ふえているとかということでもないかなというふうには思っております。

○ 加藤清助委員

だから、23年度は今言うてもらって、こうやって波があるという推移はわかるんやけど、だから、23、24、25年度でいくとこうなってくるわけでしょう。だから、年代がそれだけ増減する背景だとか、相談の内容だとかいう特徴なんかは捉えられているのかなと思って聞いたんですよ。例えば、10代のところが激減したのは下のところの学校だとか、中学校、小学校に行って、そういう講習会とかしておるから減ったのかなと思ったりしたんやけど——それは素人のあれやもんでわからんけど——あなた方の専門部署でやっておって、いや、毎年増減は結構あるんですよというぐらいの捉え方なんか。だから、近年的には結構そういう若年層のところがいろんな問題を抱えたり、起きたりしているじゃないですか。そこをやっぱりきちっと捉えていかないと、対応する行政の窓口相談場所として見れていないのかなというふうにもちょっと疑ったりするしね。内容の分析をどのようにしておるかということなんですけれども。

○ 川尻男女共同参画課長

年代によるクロス集計というのがちょっと今、手元にはないんですが、内容の傾向としては、やはりDV相談というのがふえてきているのは、もう間違いなくふえてきております。この中には継続相談もありますので、一回みえた方が、それこそ内容の重い案件ですとずっと何回もというのはありますので、そのあたりでのふえているとかというのはあるのかなという気はしますが、済みません、内容による、年代でどういう内容かというのは、済みませんが持っておりません。済みません。

○ 加藤清助委員

余りそれ以上言っても、よう見えやんで、もうやめておきますわ。

○ 伊藤 元委員長

いいですか。よろしいですか。

どうしましょう、長い、短い。ちょっとお昼前ですが。

(「それじゃ、短いやつ」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

短いやつ。それじゃ、早川委員、簡潔にお願いします。

○ 早川新平委員

今の加藤委員と同じ40ページの表の中の横です。生き方、暴力、DV、夫婦関係ずっとありまして、24年、25年の比較で暮らしというところが約倍近く、ここだけ突出してふえています。生き方と暮らしというのはどういうふうな違いでどういう区別しておるのかわかなくてちょっとそれ気になったので、教えていただきたい。それ以外は全部、大体想像つくんですよ。暮らしと生き方で分類する、それだけ聞きたいです。短いでしょう。

○ 川尻男女共同参画課長

うちのほうで統計をとってあります、項目として上がっていますのは、暮らしというところにはそれこそ住宅であったりとか、税金、年金、保険のことなどですとか、生活困窮というのが一番多くなっています、暮らしのほうでは。生き方のほうにつきましては、性格であったりですとか、アイデンティティー、更年期とか老後の生き方ですとか、そのような内容が多いところになっています。

○ 早川新平委員

今ので少し理解できたんですけど、できればまたそういうこと書いておいてもらおうとわかるのと、それから、この表から来る、私たちはこの数字を見て、今、加藤委員が指摘したように突出しておると。それは時代背景というか、当然、老後の暮らしとか、それから、住宅関係、年金という話もあるんで、この部局だけでこういうデータがあるということは全体で一つ取りかかっていっていただきたいということを申し添えておきます。

以上です。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

そうやって、激減したりふえたりするのにはやっぱり何か原因、理由があるかと思imasuので、その辺の分析もしっかり見ていていただきたいなということ。

それでは、ただいまよりお昼休み休憩に入りたいと思います。再開は午後1時再開。よろしく願いいたします。

11:58 休憩

13:00 再開

○ 伊藤 元委員長

お昼休み休憩に引き続きまして、決算常任委員会産業生活分科会を再開していきます。

小林委員からですね。よろしく願いいたします。

○ 小林博次委員

男女共同参画で、素朴な疑問なんやけど、今やっていることを続けていくと本当に共同参画社会に入れるんかね。この男女共同参画課がなかったも同じやと思っておるんやわ。まだ変わったばかりやから、あんたには質問せんけど。正直な話、やっぱり部としてどう考えているのかちょっと聞かせておいてもらいたいんやわ。

○ 前田市民文化部長

男女共同参画推進というのは、基本的には全庁的な計らいであるというふうには思っております。どの部門であっても、こういう男女が共同して取り組むということについては、それぞれの事業の分野でそういう課題に対してどういうふうにやはり取り組んでいくかということを、一定の方向性を持ってやっていくと。そのためには、全庁的なそういう調整会議も持っておりますし、その中でそういう推進の取り組みもしております。今、男女共同参画課、あるいは市民文化部が中心となって力を入れているのはやはりそういう部分でして、それぞれの分野において、どういう形で男女共同参画が進むかというところにやは

り力を注いでいくということが重要であるというふうには私どもは認識しております。

特に、今、市民文化部としては、地域の中へ入って行って、例えば、一般質問でもご答弁させていただいたところもございますけれども、例えば防災の切り口で女性の参画を避難所運営等にもっと生かしていこうとか、そういうような具体的な切り口で取り組むというようなことが、一つ一定の実効性を持ちつつもありますので、こういうものについては引き続き全地区に向けてやっていきたいと思っておりますし、女性がやはり地域の中で一定の役割をもっともっと果たしていただくということ。もちろん、今、相当役割は果たしていただいているわけなんですけど、地域のリーダーとしてやはり活気づいて活動をされる場面が多くなれば、この男女共同参画社会の本当の姿というのがより近づいてくるとすると、それぞれの分野で取り組む中でも現実の問題として男女共同参画というのの形ができてくるというふうには思っています。時間はかかるかもわかりませんが、今はその姿勢でやっております。

○ 小林博次委員

答弁いただいた中に、力を注いでいく、それから、具体的な切り口でということなんやけど、何にどう力を注いで、どれぐらいまでに何をするかということ、目標設定して答えを出していくという対応をしないと、わざわざ参画課つくる意味がないと思うんやね。

ちょっとそこで質問したいんやけど、例えば、主要施策実績報告書の59ページの真ん中の女性の起業支援を目的としてと。何をやっておるのかなと思ったら、講演会と啓発と書いてあるわけや。そうすると、女性が起業、新しく会社をつくろうとすると、そうすると、講演会したらいいの。啓発したらできる。こんなんできませんやん。だから、商売するには男社会の中で女性に金を貸す銀行ってないん。一見して誰にでも貸してくれそうやけど。保証人だって探します。ないんです、現実問題として。だから、工業振興課のほうで女性が起業しようとしたときに補助金があったけど、男女共同参画課ができた途端になくなったわけや。そうすると、今まで支援してもらえておったやつが、課をつくった途端に具体的に応援してもらえないという、そっちのほうの問題やろうと思っておるんやわね。そうすると、それは、例えば、何か啓発したり講演会やったりすると克服できるのかというところできないわけやない。だから、せっかくこの課をつくった以上、例えば、庁内でもいまだに男女と書いてあるの、あるやないですか。男と女、男女。統計を見ると、もう9月から高齢化率、男が何ぼで、女が何ぼ。こんな下らん差別はいいかげんにやめさせたらど

う。これ、あんたの課の仕事やろう。すぐできることでしょう、これ。男女と書いてやっておるのは日本だけです。先進国の中で日本だけ。あとは、男女と書いて表記することが差別やからやりません。

だから、もう少し具体的にやっていかないと。例えば、何か今までは力を入れてやっておるみたいに思えたDVの対策でも、こんなのは人権問題ですやん。男女共同参画課で扱うような問題と違いますやん。男、女の差別の中で発生する問題と違うの。だから、もうちょっと具体的にやっていける階段を設定して取り組んでいかないと、あってもなかって変わらんというような課は意味がないと思うんやわ。ぐらいいっておるわけや、俺はな。あなた方、思っていないんやろうから。淡々と問題提起をして対応していくわけやけど。だから、もうそろそろ講座を開いて勉強会もしてきたわけやから、具体的に一つ一つやっていかんとあかんと思うね。

例えば、女性の課長とかが多いのは市民文化部が多いよね、ここでは。それでも、課長になるための資質とか、女性が男性と同じようにやっていくための教育とかはないわけや。やっぱりやることをきちっとやらないと、ふやせって、例えば課長をふやせというたって、うっかり課長と指名すると途端にもう耐えられんからやめまっしてやめてったの何人もおりますやん、この中にも、市役所にも。だから、やっぱりきちっと教育して、責任持ってやれるような条件をつくるのが実は男女共同参画社会を推進していく行政側の仕事ですやない。そういうことは出てこないんやもん。だから、予算の問題でいくと今までどうやっておったんやということしか聞きようがないと思うんやけど、だけど、決算というのは次にどんな問題提起をするかということですから、やっぱりちょっときついても一つ一つ問題を積み上げていく、そういうことを提起してもらいたいなと思うわね。あれば答弁ください。

○ 前田市民文化部長

ご指摘の点についてはよく我々も、その辺受けとめて進めていく必要があると思っております。後ほど協議会のほうでちょっとご意見も伺うこととなりますけれども、これから次のプランを組み立てていく必要も出てきておりますので、やはりいろんな課題がまだまだ、ご指摘のようなことも含めてございます。それについて一つ一つ、やっぱり地道に取り組むということも必要ですし、先ほどもご指摘があったように、それぞれの分野のやっぱり具体的に困っているところについて、そこをサポートできるような具体性のある取り

組みというのもどういうふうに生み出していくかというところもございますので、その辺については今年度中に来年度からの新しいプランニングもしたいと思っておりますので、そこに盛り込める分についてはそういうふうな対応もしていきたいというふうに思っております。

○ 小林博次委員

もうちょっと聞きたいんですけど、例えば、女性の社会進出をより積極的に進めようとする、例えば、今、保育所は待機児童ゼロと発表されたの、ここはね。4月1日時点でゼロや。二、三日すると待機児童が出てくる。何で、あなた資格ありませんと断るから待機児童がゼロになるだけで、そうすると、女性の地位を高めていくためには、例えばゼロ歳児保育なんてもう全く入れなくて困っておるわけやから、そういうのをつくれとか、ふやせとか、やらなあかんですやん。ちょっとも出てこないやん、これな。だから、そういう問題だとか、それから障害者、ただでも障害者法定雇用率が悪いのに、中でもかなりの率で女性がおるわけやね。そういう人たちにきちっと仕事を渡すような、そんなことなんかもやっぱり取り組みとしてやっていかんと、これ、男女としてやるのか女性としてやるのかちょっと取り組み方がわかりませんが、何かきちっと取り組まないと、具体的に力強くと答弁をもらっても、ちょっともやっておらんやないのとか映りようがないので、だから、もう少しきめの細かさ、女性特有のきめの細かさがあると思うので、そこら辺で問題提起をして、男にはわからんこともあるやろうと思うから、それを一個一個解決してあげて初めて共生社会が実現するんやないのかなと、こう思っているんで、要望にとどめますけど、新年度予算ではもうちょっと具体的に出してきていただきたいなと思います。

以上です。

○ 伊藤 元委員長

ということで、要望でございます。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員

40ページの男女共同参画センターの夜間開館業務委託の件について、ちょっと教えてください。

センターの夜間管理はどういうことをやっているのでしょうか。

○ 川尻男女共同参画課長

夜間につきましては、職員のほうが一応5時15分までが勤務時間になりますので、その後、委託しているんですけども、貸し館はしておりますので貸し館のほうのお世話をいただいたりとか、あと、図書コーナーとかもありますので、センターのほうの貸し館含めた管理ということでお願いしております。

○ 伊藤嗣也委員

そのことをセンターの登録グループというのは複数あるわけかな。要は、何が言いたいかということ、委託したわけですね、夜間管理というものを。それが市民協働の促進にというふうになっておるわけですよ。市民協働というのは、確かに、例えばさまざまな地域の課題を、市民だけではできない、行政だけではできない、それを一緒になってやって解決。そういうのが一般的に言われていますよね。この市民協働の促進を図ったって、この目的が夜間管理というのとちょっと私の中で結びつかないんですけど、その辺の目的といいますか、どのように理解していいのか。今の話ですと、要は、貸し館と図書コーナーがあるから、その受付とかそんなんですね。それと、市民協働の促進を図ったというのとどのように捉えたらええのか。まさしく市民協働を担う部として、ちょっとその辺説明してください。

○ 伊藤 元委員長

どなたが答えていただけますか。

○ 前田市民文化部長

夜間開館業務委託については、男女共同参画センターにやっぱりかかわっているNPOさんに、よくその辺あたりを理解していただいていると。常にそういったいろんなほかの事業でも一緒にいろいろ企画をしたりとか事業活動をしてきたようなNPOさんと、これは協働して、こういったセンター運営に参画をしてもらっているという意味で、こうした促進を図ったという表現を多分させていただいているというふうに考えておるところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

今の話やと、要は、複数のNPO団体というふうに理解していいのかな。要は、一つの団体に委託しているのかはあるんですが、それは、要は、登録している団体に対して活動資金を、夜間管理することによって活動資金の一部となるように財源を確保できるような環境をつくっておるといふふうにしか私は理解できないんですよ。要は、夜間をNPOにお願いするのであれば、ただ単に管理とか鍵とかそんなんだけでなしに、もっと事業をやってもらうとか、やっぱりそういうのが本来の市民協働やと思うので、これ、警備会社でもできる仕事ですよ。だから、市民協働との本来意味が全く違うと思うんですけど。

○ 川尻男女共同参画課長

こちら、具体的に委託しております団体の一つなんですけれども、その団体さんが共同参画のことをいろいろしていただいています、団体さんとしては昼間の活動でありますとかをしていただいております。夜間、先ほど言いました貸し館ですとか図書館の面倒を見てもらったりとか、あとは、具体的には、それこそ男女共同参画に関する情報の収集をしてもらっていたりとか、その辺をまた、例えば新聞とかを、例えばですけれども切り抜いていただけて掲示してもらおうとかそのようなこともしていただいておりますし、委託しておりますのはあくまでも夜の管理だけなんですけれども、活動資金的にそんなに多額の契約でしているというふうには思っていないんですが。

○ 伊藤嗣也委員

NPO団体って、活動資金ってすごく捻出に苦労しているんですよ。そんな、このセンターがこのやり方をするなら、全ての地区市民センターにおいてもこのような方式をとっていくべきですよ。要は、センターの夜間の管理をするというのに特定の団体に業務委託をして市民協働やと言うのであれば、ほかの地区市民センターでも同じことができますよね。そんなことになりかねないので、このところがやっぱり私は、このような夜間の管理を委託するのが市民協働というのはどうも理解ができません。だから、市民文化部として、このセンターだけオーケーならほかの地区市民センターもこういう考え方がれますか、実際に。どうです。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

少し、ここを夜間管理と申し上げていますがけれども、ここは女性センターで、基本的には今もちょっと申し上げましたように情報の提供とか、そこへ来た人の相談に乗ったりとか、ある意味のいろんな、全然知らん人で、ただ単に貸し館に来て——あそこはオープンになっていますので——そういう相談、誰かが来た、夜間来たときも話し合いになったりとかそういうこともやっておりますので、ただ単に鍵を貸して、あけてというものではないというふうに理解しております、そういう意味では、その男女共同参画について非常にいろんなことをしていただいている団体さんですので、そういうことも含めての委託というふうに理解をしておりますので、少し地区市民センターとは違うというふうに理解をしております。

○ 伊藤嗣也委員

もうこれぐらいにしておきますけど、先ほど課長からは貸し館とか図書コーナーという説明やったと思うんですが、今の次長の話ですとさまざまな相談もやっておるということは、課長、これ、間違いはないんですか。そういう業務をやっておるわけですね、現実、夜間。

○ 川尻男女共同参画課長

相談といいますか、団体さんもたくさんみえますので、いろんな問い合わせに答えていただいたりとかはしていますし、いろんな、それこそ夜間にみえて活動されたりとかはしますので、そのあたりのことについてはいろいろお尋ねになられることについては問い合わせには答えていただいています。

○ 伊藤嗣也委員

これで終わりますが、要は、それは貸し館のことを聞いたり、活動どんなことをやっていますかということを知る程度やと思うんですがけれども、こういう表現で載ってきますとやっぱりまずいと思いますから、今後、その内容とか委託内容、それから市民協働の考え方を十分精査してもらって誤解を招かんような形でひとつよろしくお願いします。

○ 伊藤 元委員長

この男女共同参画センターの夜間管理委託業務、内容を精査したものを資料として、後

刻で結構ですので、出していただきたいと思います。

できますか。

○ 川尻男女共同参画課長

はい。契約の仕様とかもありますので、ちょっとまた、つくって出させていただけたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

よろしくをお願いします。ということで、よろしいですか。

ほかに、何か。

○ 加藤清助委員

戸籍住民基本台帳費で、委員会資料は41ページで、主要施策実績報告書70ページに説明をいただいておりますが、41ページのほうにも窓口サービスの向上というタイトルで発行時間の短縮と適正管理と接遇向上の実施をやった数字での報告が記載されておりますが、時間短縮については実績報告書の70ページにも説明書きがあって、25年度は9分以内の目標で、実績が8分で、その1年前は9分だったということですが、ピーク時ということが書いてあるんですけど、これはどうやってはかって実績をはじいておるのかなという思いがしたのと、短縮につながったということは、お客さん、市民にとって喜ばれることいいことだなと思いますが、短縮につながった、どういう改善がなされて短縮されたのかということはどうなんですかね。

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

まず、2点ご質問だったかと思います。ピーク時の調査につきましては、一番、市民課業務の中で、例えば月末第3週、月末に近い週の中で月曜日が非常に一番混み合う時間でございます。定例的に月1回なんですけれども、第3週の月曜日、ピーク時間というのがございまして、いらっしゃるお客様が午前10時から午後2時の時間帯で、市民課の1階の受付のところで証明発行とかという形で証明発行というボタンをまず押していただきます。そこで発券機がございまして、そこで何時にというのが発券されます。お客様が請求書を、いろんな住民票とかの請求書をお書きになって、その後に、実際お渡しさせていただ

くときに発券機の中に半券がございます。全てバーコード処理になっておりますので、そこで時間、何時に渡したかということでお客様が請求をされて、その後、手に渡るまでの時間ということで調べをさせていただいています。そういった形で調査を定例的にしております。

それと、どういう工夫があったかという点につきましては、実は25年度につきましては、24年度から今現在の窓口業務の業務委託をしている形でプロポーザルで業者が決定しております。その中で、従前と違うところで工夫した点といたしましては、皆様、1階のところを見ていただいたらわかるんですけども、請求書って意外に書きにくい業務でございますので、そういった中でご案内を差し上げる案内係という形で配置をさせていただいています。そうした中で、やはりよりよいスムーズな工夫ができたのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

測定はかなり根拠がある測定でされているというのはよくわかりました。25年度の目標が9分以内で実績8分という先ほどの内容でして、24年度からは1分短縮されたのが窓口の記入台とかで案内係を配置してもらってということもつながっているということですが、この実績表の下段には、発行時間についてはもうこの9分を上回る8分を達成することができたけど、今後も云々かんぬんと事務の改善に努めるとあるんですけど、じゃ、どこまでそれ、目標、短縮ができるんかなという思いは一方でおいて、短縮だけがサービスじゃないと思うんですよね。だから、行政処分の行為で公権力を行使する中で、何よりも正確性だとか、ここにも書いてもらっているように不正の抑止だとかというトータルで見えないといかんと思うものでその点は気をつけてほしいのと、こういうところって一番市民が身近に利用する、日常的に利用するところで、じゃ、時間短縮は数字的にも向上改善されたんですけど、接遇との関係で毎年市民アンケートをとっておるでしょう、そういうところに多分窓口利用なんかの項目があったかどうか覚えていないけど、そういうところで市民のほうからのそういうアンケートで窓口の利用に当たっての声だとかというのは把握しているものがあるのかね。だから、窓口に一体市民は何を一番求めているのか。時間短縮なんかもっと違う部分があるのかという点はどうでしょうね。

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

委員がおっしゃるとおりだと思います。早ければいいものではなくて、かつ、戸籍と住民基本台帳という大切なものを扱っておりますので、そうした中で、お客様がおみえになって、自分の、例えば住民票なり戸籍なりが適切に記録されて、かつ、その証明書が、それについては早いに越したことはないと思います。でも、満足して帰っていただくという姿勢が何よりも大切ということで、特に市民文化部、地区市民センターも含めて窓口を多く持っています。そうした中で、委員おっしゃるように、市政アンケートのときにもう本当に辛辣なご意見を多数いただいています。そうした中で、よりよい、少しでも減るようというふうに努力をさせていただいて、職員にも委託業者にも含めて、そうした接遇の研修も含めて朝礼等でも常々毎日申し上げるという形でお互い研さんするようにはさせていただいていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○ 加藤清助委員

あと、ちょっと目につかなかったものでお尋ねしておきますけど、住民基本台帳カードの発行ですけれども、もう発行が開始されてから10年近くなるかな、10年にはならんかな。その年間の発行状況はどれぐらいあるのかということと、今後、個人番号制の云々かんぬんも出てきていますが、そういう関係はどうなっていくのかなと。余りこれは聞いたらあかんのかわからんけど、とりあえずその発行状況は計画との関係でどうなんやろうというふうに思いますが。あれ、多分、今も500円個人負担で、あとは市のほうが持つというような形ですよ、経費的には。

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

住基カードの発行につきましては、25年度につきましては1266枚発行させていただいています。25年度末につきましては、累計といたしまして1万2140枚という状況でございます。今後、委員がお尋ねの住基カードが、マイナンバー制度を導入以降は、個人カードという形にはなっております。今、国のほう、総務省のほうでは住基カード自身を今後は個人カードにかわるものになって、そこにどういった付加価値をつけるかというところで進めております。そういった中で、例えば、前回の、近隣では鈴鹿市さんがコンビニ交付なども始められていて、そういった中で、住基カード、今後の個人カードなんですけど、個人カードを持っておれば、例えばコンビニで全国どこでも戸籍、あるいは住民票が発行で

きるとか、あるいは、自民党案としましては、例えば、個人カードの中に健康保険、社会保険も含め、国民健康保険も含め、そういったデータとして入れようというふうな動きも出ているようには聞いております。

あと、市独自として、例えば図書カード、図書館のカードとかいろんな付加価値をつけて持っていただくのに意味がある、そういったカードで進めよう、より便利になるという形では今後動いていくのかなというふうには理解をしております。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

今まで累計で発行された住基カードの1万2140枚は、個人カードに仮に変わっていくとすると効力はあるのか。またとり直すのか、発行されている住基カードにシステムからそこに磁気か何かで新しい情報データを入れて、引き続き使えるものになるのかどうかという点はどうなんですかね。無駄になるのか、今までとったやつは。

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

個人カードにつきましては、今現行の住民基本台帳カードとは別のものになるというふうに国のほうは、内閣府のほうからの通知には、今のところシナリオとしてはなっております。

ただ、先ほど申し上げたような個人カードにどういった付加価値をつけて、あるいは、全国民に全て配付するのかというのもまだ決めていない状況でございますので、できるだけ情報収集はして、今、既に市民の方で住基カードをお持ちの方についてはできるだけ早いうちに情報としては提供はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 加藤清助委員

今まで累計の1万2000件ぐらいのやつは今後も有効に使えるの。もう何も使えないカードになってしまうのか。別物だとは言われたけど。

○ 伊藤 元委員長

今は今なりに使えるんやね。

○ 林市民課副参事兼課長補佐

ただいまご質問いただきました、住基カードが無効になるのではないかということについては、これ、住基カードは10年が有効であります、今持っている方については全て有効です。ただし、番号カードは全員に、最終的には全国民が持つようにというそういうような政府の方針もありますが、現在のところは財務省と総務省の考えの違いとかもあって、有料か無料か、そういうことも含めて、今の時点では平成28年の1月からは希望者のみに番号カードを発行すると、そのときにはカードは1人1枚しか持てませんので、仮にその時点でカードを希望された方は住基カードは、回収になります。回収して差しかえという格好に、今のところは方針にあります。

それと、先ほど私どもの課長が申しあげましたように、そこにはいろいろな付加機能がつくということの中で、健康保険証が一緒になったり、あるいは、新聞なんかでも報道にありましたが、銀行のほうのいわゆるC I F番号という銀行の持っているそういう番号、それも統一されるというような話も出ています。

それと、もう一つは、ここで一気にペーパーレスが民間まで、そういう銀行とか民間まで開放になりますと、一気にペーパーレス化が広がるということになると、そこいらも動向を見据えて、コンビニ交付であるとかこういうことも検討はしていかなければならないものであると考えております。

○ 加藤清助委員

ありがとうございました。

○ 伊藤 元委員長

ほかに何かございませんか。

○ 伊藤修一委員

楠の総合支所のほうも平成27年の3月で一応地域審議会も終結ということで話は聞いてはおるんですが、昨年度の審議会の概要と、それから地区市民センター化、その後の進捗状況をちょっと説明いただきたい。

○ 一尾市民文化部次長兼楠総合支所長

委員会資料の47ページのほうに地域審議会についてということでお示しをまずさせていただきます。25年度に委員会審議会を2回、それから懇談会2回ということで、前回のときにいろいろとご指摘を受けたことを反映させるために、資料を早く渡す、それから、資料の内容もわかりやすくするというので、今までにやっていたことに比べて大分資料を全般的に見直しをさせていただきました。そういった形で審議会を開く前に懇談会を開いて内容説明等をさせていただいて、事前に意見をいただいて、それを審議会に反映させるという形で2回させていただきました。ご存じのように来年3月31日をもって審議会を終了するという形で、今年度につきましては、全体10年間のまとめという形で今委員さんのご意見をいただきながらいろんなところで今調整をさせていただいているのが審議会です。

それとあわせて、先ほど言われたような楠地区市民センター化ということで、前回もお話があったように、前回の11月定例会議の中で、私どもの考え方を一定方向こちらのほうで説明をさせていただきました。それを受けて、先ほどの地域審議会を中心に、それから、私どもの地区の団体、連合自治会とか、まちづくり協議会とか、各種団体についても説明にお邪魔させていただいて、こういう方向性でさせていただくということを、いろんなところの機会に参加しては説明をさせていただきました。今のところ特に異論がないというように私どもでは認識をしております。

一方、こちらのほう、内部としては、来年度、地区市民センター化をするに当たって、やっぱり条例改正とか施設の移管先とか、いろんな今最終調整をさせていただいて、一定の方向性が出れば皆さんにお示しさせていただいて、条例改正なり予算――地区市民センター化に伴う改修予算――そういったものもご提案させていただいて協議をさせていただこうという形で今のところ進めております。

以上です。

○ 伊藤修一委員

お尻が決まっておるところの部分で、やっぱり早急にいろんな課題を残したままではもうどうしても先送りできない状況ですので、1日も早くそういう部分については協議をいただいて、来年度に向けてのまた進捗状況も議会への報告ということで、ぜひご披瀝いただければと思っておりますので、今後も継続して議会への報告をよろしくお願ひしたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

ほかにありませんでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

ないようでしたら、ちょっと私、今、伊藤修一委員のことに関連して、一言だけ。

非常にいろいろと広範囲に広げて取り組みを今開始していただいて情報発信もしていただいておりますのでありがたく思うんですが、今まだ見ておると、もう一つ地域審議会への傍聴参加というものが寂しいなと。前は結構ふえましたけれども、何でふえたのかなと聞いてみたら、伝達があったと。やっぱりそこら辺がそうやって滞りなくできれば人も寄ってくれるんやなというのがようわかりましたので、もう少ししっかりとその辺を伝達していただいて、大事な審議会ですから、もっともっと皆さんに見ていただいて内容を確認していただくよう、よろしく願いしたいということでお願いしておきます。

以上でございます。

そうしたら、ほかに質疑もないようですので、質疑を終結させていただきたいと思えます。

それでは、決算認定について採決をとっていきたいと思いますので、よろしく願います。

まず、全体会へ送るような事案はなかったように思っておりますが、よかったですね。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

全体会送りはなしということで確認をさせていただきました。

それでは、討論はございますか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしと認めます。

それでは、決算認定についてお諮りをいたします。

議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び特別会計等の決算認定、市民文化部中、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ、楠総合支所所管部分につきましては、認定すべきことにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

異議なしと認め、本件は認定するものに決しました。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

[以上の経過により、議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、市民文化部中、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ、楠総合支所所管部分について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

これで、市民文化部所管の議案審査は全て終了といたします。ここから協議会……。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

予算。済みません、補正飛ばしました。申しわけない。余り急ぐとあかんね。済みません、もとへ。どうもありがとうございました。

議案第26号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

○ 伊藤 元委員長

それでは、続きまして、これより予算常任委員会産業生活分科会に切りかえ、議案第26号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費（あさけプラザ所管部分）についてを議題といたします。

本件につきましても議案聴取会におきまして説明を受けておりますので、また追加資料の請求もありませんでしたので、質疑よりとり行っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、ご質疑ございましたら挙手にて、ご発言をよろしくお願したいと思ひます。

（なし）

○ 伊藤 元委員長

なしというお声をいただきましたが、よろしいですか。

（異議なし）

○ 伊藤 元委員長

質疑なしということで質疑を終結させていただきます。

ちょっと待ってください、準備がありまして。

それでは、予算常任委員会産業生活分科会として採決を行っていきたくと思ひます。

討論、ございますか。

（なし）

○ 伊藤 元委員長

討論なしと認めます。

それでは、簡易採決でとっていきたくと思ひます。

議案第26号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費（あさけプラザ所管部分）については、原案の

とおりに決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第26号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費(あさけプラザ所管部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

そうすると、これで補正予算が終わりました。これで、議案の審査は全て終了ということでございます。

それでは、協議会に切りかえまして、男女共同参画……。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

人の入れかえね。済みません。そうしたら、理事者の方々の入れかえをお願いいたします。

この際、トイレ休憩、合わせて10分間とらせてもらいます。55分再開でございます。よろしく申し上げます。

13:45 休憩

15:15 再開

○ 伊藤 元委員長

休憩前に引き続きまして、会議を再開してまいります。

これよりは、商工農水部さん所管部分に入っていきたいと思います。

決算常任委員会産業生活分科会として、決算認定について審査をしてまいります。

まず、永田商工農水部長より、ご挨拶をいただいて入っていきたいと思います。

○ 永田商工農水部長

商工農水部のほうで入りますが、よろしく願いいたします。

今回、決算に続きまして補正予算のほうで、工業振興課のほうから1件、それから農水振興課のほうから4件上げさせていただいております。

そのほかに、協議会のほうで、観光推進室から1件、それから農水振興課のほうから1件ということでお願いをしております。多岐にわたりますが、よろしくご審議いただきませうよろしく申し上げます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

それでは、商工農水部中、商業勤労課及び工業振興課所管部分の議案について審査を行います。まず、議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び特別会計等の決算認定について、商業勤労課及び工業振興課所管部分を議題といたします。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び特別会計等の決算認定について

歳出第5款 労働費

第1項 労働諸費

第7款 商工費

第1項 商工費

○ 伊藤 元委員長

追加資料の請求がございましたので、説明をお願いいたします。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

観光推進室、牧野でございます。

私のほうから観光推進室の追加資料について説明させていただきます。

お手元の資料、産業生活常任委員会関係資料の商工農水部の資料のほうをごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、決算常任委員会産業生活分科会追加資料、商工農水部資料②とある資料でございます。

そちら、もう一枚めくっていただきまして、最初に大四日市まつり事業等の補助についてということで、一部、議案聴取会のほうで、大四日市まつり等のイベントの際の事業の目的の部分が不十分であったということで、まことに申しわけございませんでした。

今回は、それぞれの実行委員会のほうで目的等を定めておりますので、そちらのほうと整合を合わさっていただきながら記載させていただきました。

まず、1番、大四日市まつり事業費補助金につきまして、こちらのほう、目的が市民の参画により大四日市まつりを開催し、明るく文化的な産業都市四日市を実現することを目的としておりまして、今年度の第50回大四日市まつりの開催に係る経費に対して補助を行うとさせていただきます。

また、2の四日市花火大会事業費補助金につきまして、こちらのほうの目的が夏の風物詩にふさわしい花火大会を実施することにより、四日市のイメージの高揚とまちの活性化を図ることを目的に開催される第26回四日市花火大会に係る経費に対して補助を行うとさせていただきます。

また、3、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業費につきまして、全国ジュニア自転車競技大会を開催するとともに、大会の円滑な運営を図り、もってスポーツを通じた青少年の健全育成と自転車競技の普及振興に寄与し、あわせて四日市市の全国へのPR、情報発信など地域振興にも貢献することを目的に、第9回四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル（全国ジュニア自転車競技大会）の開催に係る経費に対して補助を行う、にさせていただきます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、2ページからでございます。

こちらのほうも、当初、資料で決算の部分がちょっと簡素化し過ぎていたということで、詳しく実行委員会の収支決算書のほうと、それから、実行委員会の名簿を3実行委員会分つけさせていただきます。そちらが2ページから7ページについてでございます。

大四日市まつりにつきまして、総額、こちらのほうを全部説明するとちょっと長くなりますので、一度またごらんいただきまして、何かありましたらまたご指摘いただきたいと思います。特に花火大会のほう、わかりにくいということでご意見いただきまして、こち

らのほう、事業費と総務費のところが決算額Dの欄になりますけれども、こちらのほうだけかいつまんでご説明させていただきたいと思います。

こちらのほう、事業費としまして総額3754万4758円の決算でしたが、そのうち1444万5900円が花火師さんへの花火代と。そして、宣伝費が107万3625円、設備費、こちらは安全対策設備とか、台船とか、警戒船のリースでございますけれども、こちらのほうが1172万6662円。それから、警備委託、企画運営等で1029万8571円。その他、事務経費、保険代の総務費として、112万4604円となっております。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

○ 服部工業振興課長

工業振興課の服部でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、資料の8ページをお願いいたします。

一つ目の民間研究所立地奨励金の件につきましては、伊藤修一委員より資料請求いただいたものでございます。平成26年2月の補正予算で減額した額よりも実績が大きく下回ったことの見込み違いについて説明を求めていただいたものでございます。

対象の案件は株式会社東芝四日市工場の半導体研究開発センターでございますが、これにつきましては、平成25年の2月に組織が設置されて250人規模の研究者が横浜の事業所から一括して移動してくる予定であったものでございますが、この予定が段階的な移動に変わりました、1年後の平成26年2月に、この事業は1年の居住要件と呼ぶものが必要になってくるんですが、それを満たす対象者が減ったということで、事前の見込み調査に基づきまして57人分、5700万円の減額補正を行いました。

この時点では4300万円の交付予定であったわけですが、その後、実際の交付申請に当たりまして精査を行いましたところ、下記の丸印の三つを理由としまして補助対象外のものが出てきたということで、減額となったということでございます。

丸印の一つ目は、この奨励金は該当する組織に専従していなければならないという要件があるんですが、実際、調べてみたところ兼務がかかっていたという事例でございます。

丸の二つ目は、1年間市内に住所を要しなければならないという要件があるんですが、

調べてみますと近隣のまちに住所を移していたという事例。

三つ目は、実際には移動はしてきているんですが、住民票を移す手続がおくれて1年間の住所要件を満たさなかったという事例でございます。

これらにつきましては確認のために相当の手間が必要となりますので、事前の正確な把握ができなかったということでございます。

もう一件、2点目は、臨海部企業土壌汚染対策推進補助制度、これにつきましては加藤委員から資料の請求をいただいたものでございます。3年間執行がゼロであったということでございますが、そもそも予算の計上が妥当であったのかという趣旨であったとなっております。

この事業につきましては、平成22年の土壌汚染対策法の改正を受けまして、平成23年度から25年度にかけて行う四日市市臨海部工業地帯競争力強化検討会において、企業の自主的な検討や取り組みを誘発するために第一次推進計画に掲載をして予算の配分をお願いしました。検討会の部会におきまして検討を行っていただきましたが、有効な対応策が構築できず、最終的には具体的な開発行為や新たに製造設備を建設するときに個々に対応していくということになったというものでございます。

今後の対応につきましては、同じ土壌汚染という切り口ではございませんので資料の掲載は省略をさせていただきましたが、臨海部の企業内空地の有効活用という観点で、北九州市における企業内工業団地などの先進事例などを参考に今後進めていくということにしております。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、平成25年度の決算認定について、幅広くご意見、ご質疑を。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。

今ちょっと説明いただきました8ページの資料の民間研究所立地奨励金の研究者集積奨励金の不用額について。今、説明していただいたんですが、そもそもこれは企業に対する

奨励金で、個人に対してお金がもらえるわけではないわけで、そうすると、対企業に対して、この奨励金の制度の周知というのはどういうふうにされていたのか、まずちょっと伺いしたいと思います。

○ 服部工業振興課長

まずは、要綱等をお示しをして、具体的な内容について事業計画があった時点で説明を差し上げております。また、ガイドライン等を持ちまして、個々の事例について説明は、担当者に対してはさせていただいておる状況でございます。

○ 伊藤修一委員

その周知がされたということは、結局、その周知をした時点である程度企業とやりとりをしておるわけやもんで、その企業から、私のところは25年の2月のセンターのオープンに合わせてこれだけが該当しますよというような話が、ヒアリングがあったから予算設定したのと違うやろうか。

○ 服部工業振興課長

申しわけございません。その時点では、軽易な見込みであったとしか説明しようがなく、実際に個々の住民票を会社が集めて確認したところ、住所要件等を満たさないということが発覚したということでございます。

○ 伊藤修一委員

結果的には、このお金というのが結局見込みと違ったわけなんやけれども、ある意味でいえば、こういう奨励金のメリットが本当に活かされていなかったということになるわけやわね。要は、川越町や朝日町や菰野町に行った人は、川越町や朝日町や菰野町に同じような奨励金の制度があったのかどうか知らないけれども、四日市はあるわけだから、四日市に来ていただくとお得ですよと、こうやってしますよということが結果としてそういうふうなメリットが出ていないわけじゃないですか。それは結局、周知というかそういうふうなことが会社の幹部は、担当の人は知っておったけど、こんな従業員の人までは追ってなかったとか、いろんな部分で本当に周知がなされていなかったのと違うやろうか。

○ 服部工業振興課長

ご指摘のとおり各従業員にまでは制度の周知が行き届いていないと思います。加えて、企業として従業員の居住地の指定等も行っていないというのが現状だと思います。

○ 伊藤修一委員

そういうことであれば、逆に企業としてはそんなにようけ、結局、たまたま四日市に住んだ人の分だけいただければいいですよと、そういうふうな結局理解であったというふうなことでもう考えてしまうわけやけれども、逆に、やっぱりこういう奨励金を持っておる以上は、もっとスケールメリットなり、やっぱり会社に対してこういう制度があるから従業員の皆さんにもお伝えくださいぐらいのことは、強制はできやんとしても、そういう周知ぐらい。まして、兼務じゃなくて専従やったらこうなりますよと。それもやっぱり大きな金額なんだから、きちっとそういうふうに幹部の方と話し合いをして、きちっと徹底したり周知をしてもらうことが必要やと思うし、逆に、1年未満しか足らなんだということは何か救済策がなかったのかどうか。やっぱりそういう制度がある以上は、そういうスケールメリットをしっかりと使っていく意味には、対民間企業でもしっかりお願いなりお話をやっぱりやっていく必要があったと思うんやけれども、そこまでやっぱり制度としてはたまたま該当する人だけでいいという制度なんか、これはもっと活用してでもたくさん人来てもらいたい制度なんか、どちらなんですか。

○ 服部工業振興課長

この制度の目的は市内事業所における研究者の集積ということでございまして、ご指摘のように市内居住であれば、その方の所得に対する税も市に落ちるわけですから、市内居住を期待するものではございますが、制度の目的は事業所における集積でございますので、市内居住を限定しているものではないということだけのご理解をいただきたいと思います。ただ、おっしゃるように市内居住を推奨していただけるような取り組みについては欠けていた部分があると思いますので、今後、見直しをしていきたいというふうに思っております。

○ 伊藤修一委員

やっぱりこの制度はまだ続いていくわけだし、やっぱりそういう部分では相手の懐の中

の話かわからないけれども、やっぱりPRすることはPRして、やっぱり四日市としてのスケールメリットが、税にしたって、いろんな部分にしたって、さっきの話じゃないけれども、逆に、四日市市内に居住していただきたいということはやっぱりしっかり言うていくことがこの条件設定になっているわけだから、遠慮する必要は何もないもので、制度としてある以上はしっかり活用いただくまできちっと周知をやっぱり努力をしていただきたいと、そういうふうなことを思いますので。逆に、この条件設定をもっと緩めることでそういう、逆の面でそういうメリットというのは可能性が出てこんやろうか。例えば、17人の人が対象外になっておるけれども、別に兼務でもええやないかと、来ていただいておりますので。そういうふうな考えとかはどうなんですか。

○ 永田商工農水部長

民間研究所については、やはり四日市の産業の高度化というのが一番の最終的な目的であると思います。それによって地域も活性化していく。人が寄っていただくというのは研究者に寄っていただくことで、その産業の研究機能がアップする、それが目的でございますので、組織が立ち上がる、新規組織が立ち上がるというのを条件にしておりますので、そういう意味では市内に住んでいただくのがもちろんベターなのですが、組織として立ち上げるという目的は達していると思います。ただ、おっしゃっていただいたように、より制度としてはきちんとかちらは周知するべきだと思いますし、その制度を受けていただく企業がきちんとかサービスとして受けれたという結果として、印象といいますか持っていたきたいですし、それと、もう一つは、さらにこういうような研究機能を高めるためにどういう形でやっていくべきなのか、それについてはこちらの中でも今後も検討して制度は見ていきたいと、変えてもいきたいというふうに思っています。

○ 伊藤修一委員

今回の不用額はやむを得ず発生したものやというふうなことはある程度は理解するけれども、やはり最初の出足でやっぱりそういうふうないろんな課題が出ているんやったら、今後結びつくように課題整理していただいて、条件の緩和が要るものやったらやっぱりそういう条件を、1年とは言わず半年でもおってもろうたらええやないとか、いわゆるそういうふうな、要は民間企業の方に集積をやっぱり依頼しておる以上は、その目的に達せるような形で、余りきつい縛りをつけるとやっぱりそういうふうなことがなかなか言い

にくいことが出てきてしまうので、しっかり相手の企業と話し合いができるような条件の見直しもやっぱり必要かもわからないので、ぜひ検討いただきたいと思います。

以上です。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 早川新平委員

まさしく伊藤修一委員のおっしゃるとおりやで、その従業員を四日市へ住まわしたかったのかという思いが、それが欠けていたというのは僕もそういうふうに感じます。

1点ちょっと教えてください。

川越町、朝日町、菰野町、四日市以外に居住している人って何人やったんですか。これ、わからないのですか。わかっていないみたいやね。調べることもできんのやな。何人逃げたかということやろう、逆に言うと。

例えば1年未満、四日市以外に住んでみえたんだから、それがこの数字の差額になっているわけやろう。

○ 服部工業振興課長

対象となりました26年度の分につきましては住民票等で確認をしておりますが、対象外のものについては社内からの理由の報告だけで一人一人の状況の確認は行っておりませんので、申しわけございませんが、それぞれの居住地についてはデータは持っていないという状況でございます。

○ 伊藤 元委員長

早川委員、よろしいですか。

○ 早川新平委員

済みません、わかりました。

以上です。

○ 芳野正英委員

ちょっと離れますので、済みません。

障害者雇用に関してなんですけど、毎年のトライアルの取り組みとか雇用奨励補助金とかもされているんですけど、加えて、この間は就労コーディネーターによる事業所訪問もされているということなんですけど、市も、部長、副市長と市長でしたか、各企業を回っていただいたりとか、ハローワークの取り組みでもいいんですけど、そうするとプラウの、社会福祉協議会のプラウへ委託かなんかして今お願いをしている事業があったかと思うんですけど、その実績というのは報告をもらっているんですか。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

商業勤労課の佐藤です。よろしくお願いします。

プラウのほうへの委託ということでジョブサポーターの派遣とかをやってございまして、私どもの資料の1ページになるんですけども、(2)のところでございます。こちらのほうのジョブサポーターの派遣、ちょっと数字を上げていなくて申しわけないんですけども、平成24年度が140人ほどでかなり数は多うございまして、ところが、平成25年度は30人弱に減ってございます。こちらのほう、今年度ワークセンターのほうに1人人員がふえたということで、その方が対応していただくものがふえましたので、トータル支援している方については減っていないんですけども、ジョブサポーターとして経費をうちが委託で負担した分については減ってきております。

○ 芳野正英委員

そうすると、この就労支援事業の18万円というのは一部は就労支援講座の開催費で、もう一つがジョブサポーターの活動費みたいな形で、相談人数に応じての経費ということなんでしょうかね。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

そういうことでございます。講座の費用とジョブサポーターの派遣費用ということですよ。

○ 芳野正英委員

それぞれの額を教えてくださいたいのと、そうすると、その委託の契約としては人数に応じて委託費を支払うということになっているのか。それだと委託にならないので、ちょっとその辺の制度の内容と、それプラス、人1人ふえたというのはそれは社会福祉協議会が雇用したということなのかというその2点。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

まず、ジョブサポーターの分が18万2000円のうちの、済みません、ちょっと1円単位まではわからないんですが、7万6000円ほどでございます。それでよろしいでしょうか。残りの分が、当初の就労支援講座のほうでございます。あと、ワークセンターのほうの職員はあくまで社会福祉協議会のほうで雇用をいただいているということでございます。

それと、委託のほうの中身ですけれども、これは派遣いただいた人数の方、実績に応じた日当とか旅費とかいう格好で支払いを行っています。

○ 芳野正英委員

そういう、1人ふえて、それが専門でやっているというんだったらいいんですけど、どうしてもプラウの仕事ぶりというのがあんまりちょっと見えてこないというか、やはり就労支援におけるあり方が、よくA型やB型の方からも聞いていても、プラウはやっぱり対応がもう機械的やというようなとかそんな感じもしますので、例えばですけど、こういうジョブサポーターも別のところのそういうA型、B型やっているような事業所さんの方にも委託をすとか、また違うやり方もあるのではないかなと思うんですけど、委託先を考えると。その辺はどうですかね。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

まだ具体的に、どこへ、違うところへ委託というところまでは具体的には思っておりませんが、ただ、今、このプラウさんに委託しておりますジョブサポーターの制度の事業自体が一部だけ我々のほうから、商工農水部のほうから委託しているような格好になっているんですけども、障害福祉のほうは障害福祉課のほうで同じような事業もありますので、その辺をもう少し効率よく、実際に実効性があるような格好でできないのかなというのは昨年からもずっと議論はさせていただいてはいますが、まだちょっと結論は出ておりません。まだ、次年度、来年度の予算に向けて、引き続きちょっと協議は進め

ていきたいなと思っています。

○ 芳野正英委員

ぜひ検討していただきたいなというのを要望しておくのと、就労促進事業費は、これ、委員会資料の3ページを見ていると、予算現額の中の、361万円の予算現額で、結局、支出済額が328万円ということで40万円近く支出しなかったというところがあると思うんですけど、これはやはりほかの部分も合わせてだと思っんですけど、この就労対策事業費でいうと、これ、要は140人ぐらい24年度はいたのが30人に減って、予算の部分も24年度ベースに多分予算組みしたと思うんですけど、実際やっぱり決算額は下がっているんですよ。ジョブサポーターに関しては。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

済みません、1ページのほうの就労対策事業費のほうでしょうか。480万円に対する220万円というところがございますか。こちらのほうは、資格取得の助成金なんかも含んでございまして、実は資格取得の助成金の関係のフォークリフトとヘルパーさんのやつがあったんですけども、ヘルパーさんのほうの制度が介護主任研修というような格好で若干制度が変わりまして、実際にその講座をやっていただける事業者の方の講座のテキストというか、その準備が間に合わなくて、かなりそちらのほうが減りました。それもあると思うんですけど、もう少し景気が若干よくなってきてございますので、そちらのほうでのリフトとか資格取得の申請にみえる方というのが減ってきているという要因もあるのかなというふうに思っております。26年度、今年度についても資格取得の申請は一昨年よりは減ってきてございますので。

○ 芳野正英委員

25年度、これ、支出済額で見ると予算よりも下がっていますけれども、特にそういう障害者雇用に関しては、この25年度ベースでそのまま低い水準で次年度の、例えば平成27年度予算を考えるんじゃないかと、ちゃんとしっかり予算をとって障害者雇用の対策は引き続き分厚くお願いをしておきます。

○ 伊藤 元委員長

他に。関連して。

○ 伊藤修一委員

確かにプラウさん、四日市障害者就業・生活支援センター事業ということで国からそういうお金をいただいてやってみえるんやけど、登録しておる人はどんどんどんふえていって、結局、とごりやないけれどもプールしておる。けれども、実際にそこから次の手だてにやっぱりつながっていかないというか、一般就労とか、そういうA型、B型さんとかのそういう部分は本当に一回仕組み、四日市市の全体のそういう施策を一回きちっと社会福祉協議会も入れて、それで、さっき言ってたらお金の面でも障害福祉課とかいろいろなところから混ざってきてこうなってきたおるんやけれども、一回それきちっと精査というか、やっぱり検討してもらって、それでやっぱり、あっち、国の事業で回しておるんやったらもっとある意味成果を求めていったってええと思うんやわ。でも、どうもそういうふうなことで滞留化して、登録しておる人はふえておるけれども、なかなか動きができやんというのに、やっぱりマンパワーが足らんのか、専門性が足らんのか、何を手だてでつけていったらええかということはやっぱり社会福祉協議会さんともよく話し合いをするべきやと思うんね。行政が上とか社会福祉協議会が下とか、そんな話じゃなくて、本当に四日市市の障害者の雇用とか就労を今後どうしていくかという意味で、本当に社会福祉協議会さんとちゃんと話し合いができておるのかどうか、やっぱりちょっとその辺は疑問に思うんやわ。今、ちょっと芳野委員が言われたように、社会福祉協議会さんとの関係という部分で、ただ委託というふうな形でお金を出すんじゃなくて、商工農水部としても物を言うべきやと思うんやけど、その辺、昨年度なんかは連携はどうやったんやろうか。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

いろいろと実際事業をやって進めておる中では、始終、担当者のほう同士の話とか行き来はさせていただいています。ただ、新しい事業に何かの取り組みなんかができないかということに関しましては、私どもも投げかけ等はさせていただいているものの、なかなか——ちょっと怒られるかわかりませんが——余り前へ行こうかなという返事はいただけていないという状況はあります。

○ 伊藤修一委員

本当に、芳野委員が外部委託というかほかの委託も考えなあかんと言われるぐらいの状況にまで来ておるんかもわからんので、逆にやっぱり老舗でやってきてもらっておるところについては新しい用事もどんどんふえてくるのやで、市のほうから、そういう専門性が足らんという部分やったらそういう補強する施策とか、マンパワーが要るんやったらそのマンパワーを市のほうから送ってでも、やっぱりそこと市といい関係をぜひつくっていただきたいことをお願いしておきたいと思います。

それから、もう一点、雇用のほうの問題やけれども、きょう、市民文化部という、この前、午前中かな、きのう、文化まちづくり財団がえらい雇用率割っておって、1人入ったけど1人すぐやめて、2人今も足らんと言うて。やっぱり、これ、去年の決算で、去年の話で、去年も足らなんだんやけど今も足らんとか言うておるんやけど、やっぱりそういうふうな雇用の達成していないところに対して、特に市の補助金とか市の委託事業を受けておるところに働きかけがなされておるかどうか。市民文化部はこれから頑張りますと言うておったけど、やっぱり障害者雇用を施策的に担っている本課、原課、商工農水部がちゃんとそういう市民文化部のほうに働きかけをされておったんやろうか、どうやろう。ちょっとその辺、全庁的な取り組みされたかどうかだけ伺いたい。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

前回の休会中の所管事務調査のときにも申し上げたかもわかりませんが、一応、私どものほうで文章をつくりまして、各課のほうへ補助金とか、いろんな関係ある企業さん、あるいは外部の関係団体のほうへは連絡してくださいということでお願いをしております。今年度、そのときご意見いただきましたように、じゃ、それがちゃんと実行されているのかどうかというのは今からまた確認はしていく予定でございます。

○ 伊藤修一委員

今からと言わず、もう決算やから昨年はしていなかったということで理解していいですか。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

はい。

○ 伊藤修一委員

そういうことはきちっと押さえておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、トップセールスの話で市長さんとか部長さんが商工会議所とかいろんなところを去年も回っていただいたと言ってみえるんやけれども、市長さんはどれぐらいの会社を回られて、結果どんな反応やったかだけ、最後お聞かせください。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

市長に行っていたのは五、六件でございます。ただ、最近ですと商工会議所の会頭さんのほうに直接この雇用について会議所の企業に働きかけてほしいというのは、私も部長もおりましたけど、その前で申し入れをしていただきました。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。

そういう部分で、総合的な全庁的な施策がないとやっぱり社会意識の変革とか障害者雇用の大きな問題は進んでいかないので、ぜひ商工農水部、大変ですけども、ぜひそういうふうな施策の推進役としての自覚を持って、また、議会にもその取り組みを報告いただけるようにまた要望だけしておきたいと思いますので。

○ 伊藤 元委員長

よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員

関連になろうと思うんですが、1ページの就労対策事業の(2)は、障害者の方には身体障害者の方、知的障害者の方、精神障害者の方がいらっしゃると思いますけれども、(2)は知的障害者の方を対象とした就労支援ですよね。(3)は若者や障害者等となっております。これはどのような障害の方なのか。

それから、12ページは、障害者雇用奨励補助金の関係においては、身体障害者、知的障害者、精神障害者と三つをうたっているということで、それから、その横の13ページは、就労促進事業においては、内容のところに知的障害者の事業所でとなっておりますが、ちょっとその辺、障害者の方のいろんな障害、大きく3種類といいますか、その辺、そういう分

けておる理由を教えてください。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

まず、1ページでございますけれども、(2)のこちらのほうの知的障害者を対象とした就労支援講座とございますが、こちらのほうは平成25年度までは一応知的障害者を対象としてプラウさんとかと一緒に講座の研修に出席できそうな方かどうかというのを事前にヒアリング等させていただいた中で知的障害者だけを対象にしておりましたが、26年度の今年度の事業では、一部、精神障害者の方も申し込みがございましたので、6人のうちの一部は精神障害者の方も対象とさせていただくような格好で進めさせていただいています。

次に、12ページのほうの障害者雇用奨励金のほうですけれども、こちらのほうは全ての障害者を対象としてございます。国のほうの特定求職者雇用開発助成金というののセット物でございます。期間を市の分で延長したり、上積みの額を給付させていただいたりしてございます。

続きまして、13ページの就労促進事業のほうのところでございますけれども、こちらのほうは高校生とか障害者の方たちのインターンシップを受け入れてくれた企業に対する謝礼といいますかお礼のお金を払っておるという事業でございますけれども、こちらのほうも25年度までは知的障害者を対象としておりましたけれども、平成26年度からは精神障害の方も対象として、今、実施をさせていただいてございます。ただ、今、現実にはちょっと精神障害者の方からのインターンシップの申請というのは今のところは来てございません。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。よくわかりました。

以上です。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

○ 加藤清助委員

5 ページの近鉄四日市駅西開発整備事業の奨励金ですけど、これは終期はない奨励金なんですか。条例かなんかあると思うんですけど。

○ 上野商業勤労課副参事

最も初めは、スタートは駅西の開発の関係の条例に基づく措置でスタートをいたしまして、その終期の設定があったごとには見直しをしております、現段階では3年間、要綱のいわゆる3年置きに見直しをするという終期設定がされているというそういう状況です。

○ 加藤清助委員

3年というのは、これは25年度は何年目なんです。

○ 上野商業勤労課副参事

済みません、ちょっとお時間いただいてよろしいですか、済みません。

○ 加藤清助委員

考え方としては3年ごとに見直しはしていくけど、当面、終期を想定しておくようなお考えはないという方針なのかな。

○ 上野商業勤労課副参事

失礼しました。済みません、今がちょっと何年目か。たしか昨年度延長させていただいたので、昨年度が延長後の初年度になっていると。昨年、今年度、再来年度の3年間でとりあえず現時点の要綱は終期設定をしているという状況かと思います。

今後の見通しにつきましては、やはり、今、四日市の町中で最も人通りが多いのがこのララスクエアの前のございまして、ある種、商業の核と言えるような場所がございます。その核となる施設を維持していくためには市からの助成がある種施設を維持していくのに大前提だと、施設のオーナーである三井不動産さんからは非常に期待をいただいているということです。ですので、本来であれば民間の企業活動は民間の収益の中でやっていただくのがある種経済の大前提というのは重々承知はしておりますが、それよりも、多少の奨励制度を生かしながらも核があるということが四日市全体の商業の振興の

ためにも必要だと私どもは判断をしております、当面はやっぱり引き続きやっていく必要があるのではないかなとは思いますが。ただ、企業の方とは始終接点がございますので、これを前提とせずに企業努力でできる部分は当然やってくださいよという願いは常に投げかけていかなきゃいかんという問題意識は持っております。

○ 加藤清助委員

じゃ、次に行きますけど、常任委員会資料の決算関係の20ページ、21ページにレジャー施設と観光施設の整備事業費があって、観光施設の整備事業で伊坂ダムサイクルパークが2番目、3番目で二つ整備事業、駐車場と休憩施設整備事業があるんですけど、2番目の駐車場整備事業で内容のところで産業廃棄物処分費42万円って出てくるんですけど、何か産廃が埋まっておったん。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

その土地の近辺に埋まっているというわけじゃないんですけども不法投棄的なものが少しということ。

○ 加藤清助委員

だから、その不法投棄はもう市のほうで整備せんならんもので税金で処理費を出したよ。だから、不法投棄の投棄者はわからんもんでそういうふうにしたということやね。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

はい、そうです。

○ 加藤清助委員

あと、伊坂ダムの関係の休憩施設の公有財産の購入を25年度にやっていますよね。これ、何か休憩施設をNPOの委託とかなんていうので、25年度はまだNPOに任せていなかったんですけど、26年度からでしたっけ。ちょっと僕、覚えていないもので。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

25年の8月16日から委託とさせていただいております。ただ、それ以前から、上の部分、

喫茶店の部分につきましてはNPOさんのほうが前の所有者の方から借り上げて、経営のほうはされていらっしやいました。

○ 加藤清助委員

そういう25年度の8月か何かに委託のあれがかわって、利用状況は記載はないけど、サイクルパーク自体は20ページの表を見ると利用人数は3年間でずっと伸びてきているんですけど、隣接する休憩施設のほうの運営利用だとかというのはどういう25年度の推移だったんでしょうか。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

8月、9月につきましては、部屋の中の清掃整備等のほうにお時間をいただきまして、10月から休憩施設として稼働しております。そちらのほう、大体月々の平均で約百四、五十人の方々にご利用をいただいているというような報告をいただいております。

○ 加藤清助委員

月百四、五十人ということは営業日数は二十日ぐらい。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

週に1回金曜日を定休日とさせていただいております、それ以外を開業という形で休憩施設としてご利用いただいております。

○ 加藤清助委員

あんまり1日当たりの平均利用としてはそうないよね。月に百何十人やろう。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

はい、そうです。平均すれば6人とか、そういうような。

○ 加藤清助委員

だから、1日の平均が6人ぐらいになってしまうんやけど、それは委託運営のあれを変更する前とした後ではどういう利用の対比になるんです。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

下の休憩施設としてのご利用につきましては純粹に10月からということで、それ以前は下のほうは前の個人の方がお住まいになっていたスペースということで、休憩施設としては全然使ってはいなかったと。新規に休憩施設としてご利用を始めていただいたというような形でございます。

○ 加藤清助委員

そうすると、今、1日平均6人ぐらいというのは新規に利用を始めたという数字という理解。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

はい、そうでございます。

○ 加藤清助委員

ありがとうございました。

○ 芳野正英委員

ずばり聞くんですけど、休憩施設、今回、議会でもだいぶいろいろ議論したやつなんですけど、ずばり買うてよかったんですか。買ってよかったということなんですか。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

確かに地域の自転車の管理棟のほうが自転車の貸し出し件数が多くなって、もともとのお客さんが休憩してもらおうスペースも大分手狭になってきたということの中で、あちらのほうの施設が売りに出て、あちらのほうでこういう形でNPOの方々の活動も含めまして、休憩される方、また、上の喫茶店を利用される方が継続されているということにつきまして、もっともっと活用というのを望んでいくところはあるかと思いますが、とりあえず買ってよかったというふうには思っております。

○ 芳野正英委員

予算のときはそういう説明で、確かに僕もサイクルパークを使いますけど人は多いですよ。そうすると、月140人ぐらいの利用というのはやっぱり少ないなと。確かに2階の部分が喫茶店で、その1階下がるわけですがけれども、それでも、誘導さえうまくいけばもう少し利用もあるんだろうなと思いますし、無料の部分でのその人数ならば2階の喫茶店というのはまた惨たんたる状況なんじゃないかなと。これは市の管轄じゃないのでまた別の機会にお聞きしますが、現状として建物の利用というのは買う前よりも人数がふえた利用をされているのかどうかというのを聞かせてほしいんですけど。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

どうしても2階の部分が道路に面しているという、上の普通の駐車場降りて歩かれていられる方々等のところになってきますので、2階に面している部分に、少なくとも喫茶店の部分につきましては引き続きそれなりの利用がありまして、そちらの方の中で、あそこ2階で喫茶店にそのままお金を払って、喫茶なり、モーニングなり、ランチなりを食われている方々も相当数いらっしゃいまして、それに合わせて下のほうまでという部分に関して、下は本当に純粹に休憩ということになりまして、そこでコーヒーを買えとかそういうことではございませんので。といったら純粹に、歩いてきた中でここで休憩されていられるという方々がいらっしゃるということで、相対的な数としては落ち込んでいるとかというふうには思っていないです。

○ 芳野正英委員

購入したわけですし、それである以上はやっぱり活用してもらわないといけないなと思うので、今後の要望としては、私も1回オープンした後は行きましたけど、知っているから行けますけど、動線とか、空気として、やっぱり皆さんに利用してもらおうという感じがまだまだ弱いなと思うので、せっかくかなりの額を使って、これは購入したところなので、やる以上はやっぱりやっていただかないといけないですし、そのためには、今までは多分自治会とかNPOにお任せしていた部分もあると思うんですけど、もう少し、これもまた一緒に、やっぱり別のところにちょっと声をかけてテコ入れをすとか、そういうこともあっていいのかなと。今のままだと、地域の皆さんはわーっというんですけど、ほかの人たちが中に入れるという雰囲気じゃないのかなというふうに思うので、八郷の皆さんはそれはそれでよかったと思うんですけど、せっかくあそこは四日市全体の観光地としてやっ

ていくのであれば、もう少しぱつとよそから入ってもらえるような形のお店づくりとか建物の雰囲気づくりをやっぱりすべきやと思うし、そのためには、経営主体をかえるとか、あそこを管理してもらっているところをかえていくというのが一つの判断だと思いますので。まだ1年目ですから言いませんけど、これはやっぱり、それが2年、3年続くとなると管理を任せるところもかえていかんといけないこともあるよということを指摘しておきます。

○ 村山繁生副委員長

済みません、ちょっと申しわけないけど、直接決算認定とは関係ないんですけど、伊坂ダムでウォーキングをする人がどうしても、去年も話が出たと思うんですけど、途中でトイレが欲しいという要望をよく聞くんですけども、その点はどう、方向性としてはどうなっていますかね。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

トイレのご要望のほうは私も伺っておりますけれども、まず、特に奥の駐車場のほうのところは駐車場が少し整備されたということで——経営者の方がアスファルトを敷いていただきましたので——あちらのほうにというようなご要望を伺っておりますけれども、あそこには今のところ水道が、上水道、下水道、全然近くを通ってきていませんので、そういう意味でなかなか難しいかなというふうには思っているところもあるんですが。

あと、管理人のことも、やはり人が常駐していないところ、離れたところで何かあってもなかなかすぐ、目の前にいて、そこに警備がいるわけでないところがありますので、警備の面、場合によっては地域にお願いすることになるのかもわかりませんが、そういった方々とも少しちょっと相談はさせていただきたいとは思ってはいるんですが、ちょっと、やはり警備面では地元のほうもそういうのが、要望はあるというのは地元からも知っていらっしゃるんですけども、地元の方はちょっと警備の面では不安を持っていらっしゃるというふうなこともございました。

○ 伊藤 元委員長

いろいろ課題やら問題も含めまして、要望はちゃんと届いておると思うんです。その辺を早急に整備をして整理をしていただいて、市民の方が気持ちよく使えるように努めてい

ただくよう要望しておきます。ちょっと直接、決算認定と関係がございませんので、その程度で、済みませんが、よろしく願いいたします。

○ 伊藤修一委員

委員長、私、もうあしたでいいんですけれども。

○ 伊藤 元委員長

はい。

○ 伊藤修一委員

あしたでいいんですが、ちょっと先に言うておいたほうがいいかなと思って。ちょっと伝えておこうと思って、補助金・負担金一覧表という資料が出ておるんですが、この中で、補助金負担金を去年決算で見直しせえということでしたことについてのいろいろ対応が一覧表で書いてあるので、その中で、99番と、また見ておいてください。

それから、100番と、それから111番が見直した内容は、繰越金が補助金よりも超えておると、そういうふうなことが書いてあるので、その繰越金と補助金が一体どんな関係になっておったか、そういうのがちょっとわかるように。あしたで結構ですので。きょうでなくていいです、あしたでね。あの事業計画どうなるか、見直しになった、いったのか、あした教えていただけたらと思いますが、先にちょっと。

○ 伊藤 元委員長

ただいま伊藤修一委員からそのような申し入れがありましたので、ちょっと準備のほうをお願いしたいと思います。説明は、あしたまたよろしく願いしたいと思います。

一応、当初予定しておる時間になってまいりましたので、きょうどうしても言うておかなあかんという部分がありましたら、ご発言いただけますか。

あしたでよろしいですか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

はい、わかりました。

皆様の本当にご協力によってスムーズな進行も行っておりますので、きょうのところはこの程度にさせていただきまして、また、あす10時からやないね、この続きは多分、けいりん事業課が終わってからということにさせていただきたいと思います。あすは10時からけいりん事業課について始めていきたいと思っています。ということで、よろしくお願ひします。きょうはどうもお疲れさまでございました。会議を閉じさせていただきます。

16 : 10 閉議